

令和 7 年度

人 事 委 員 会 年 報

(業務白書)

岐阜県人事委員会事務局

目 次

第 1 組織及び運営

1 人事委員会	
(1) 委員	1
(2) 人事委員会の開催状況	1
2 年間事業等の概要	6
3 諸会議等の開催状況	
(1) 全国人事委員会連合会関係	9
(2) 東海・北陸人事委員会協議会関係	9
(3) その他	10
4 事務局	
(1) 組織	11
(2) 分掌事務	11
(3) 事務局の職員	11
(4) 予算及び決算	12

第 2 条例改正に対する意見及び統計報告

1 職員に関する条例の改正等に対する意見の提出	13
2 人事行政に関する統計報告の作成	16

第 3 任用

1 採用試験	
(1) 試験実施計画	17
(2) 募集活動	17
(3) 試験の実施状況	18
(4) 試験種目	18
(5) 名簿からの選択	25
2 昇任試験	26
3 選考による採用	27
4 選考による昇任	28
5 臨時的任用	29
6 職員の派遣	
(1) 外国の地方公共団体の機関等への派遣	30
(2) 公益的法人等への派遣	30
(3) 留学費用償還制度	30

第 4 給与

1 職員給与の実態	31
2 民間給与の実態	
民間給与の調査	33
3 職員の給与に関する勧告	
(1) 給与勧告の骨子	35
(2) 公民較差	35
(3) 改定等の内容	35
(4) 改定の実施時期等	36
(5) 公務運営の改善等についての報告事項	36

4	給与条例の実施	
(1)	給与条例の改正	37
(2)	給与に関する人事委員会規則の改正	37
(3)	給与に関する通達等の改正等	45
(4)	給与の運用承認	47
5	会計年度任用職員の報酬等に関する条例の実施	
(1)	会計年度任用職員の報酬条例の改正	49
(2)	会計年度任用職員の報酬等に関する条例施行規則の改正	49
(3)	会計年度任用職員の報酬等に関する通達等の改正	49
(4)	会計年度任用職員の報酬等の運用承認	49
6	退職手当条例の実施	
(1)	退職手当条例の改正	50
(2)	退職手当規則の改正	50
7	旅費条例の実施	
(1)	旅費条例の改正	50
(2)	旅費規則の改正	50
(3)	旅費支給の特例承認	50
第5	服務及び勤務条件	
1	職務専念義務の免除	51
2	営利企業等の従事制限	51
3	勤務時間、休暇及び休業	51
第6	公平審査及び苦情処理	
1	不利益処分に関する不服申立て、審査請求	52
2	勤務条件に関する措置要求	52
3	公務災害補償の審査	53
4	苦情処理	53
第7	職員団体	
1	管理職員等の範囲	54
2	職員団体の登録等	
(1)	登録の処理	54
(2)	法人格の取得等	54
第8	受託公平委員会事務	
1	公平委員会事務の受託	55
2	公平審査	55
第9	労働基準監督	
1	労働基準法別表第1に掲げる事業の号別決定	56
2	労働基準法に基づく職権行使	56
3	労働安全衛生法に基づく職権行使	
(1)	安全衛生管理者等を選任（設置）すべき事業所数	56
(2)	特定機械等の設置状況	57
(3)	特定機械等の性能検査の実施状況	57
(4)	検査結果（性能検査）	57
第10	人事委員会規則の制定・改廃状況	61

凡 例

地 公 法	地方公務員法（昭和25年法律第261号）
教 特 法	教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）
労 基 法	労働基準法（昭和22年法律第49号）
安 衛 法	労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
公益的法人等派遣法	公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律 （平成12年法律第50号）
法 人 格 付 与 法	職員団体等に対する法人格の付与に関する法律 （昭和53年6月21日法律第80号）
給 与 条 例	岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例 （昭和32年条例第29号）
退 職 手 当 条 例	岐阜県職員退職手当条例（昭和28年条例第41号）
旅 費 条 例	岐阜県職員等旅費条例（昭和32年条例第30号）
外国等派遣条例	外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例 （昭和63年条例第5号）
公益的法人等派遣条例	岐阜県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例 （平成13年条例第42号）
留学費用償還条例	岐阜県職員の留学費用の償還に関する条例（平成19年条例第44号）
任 用 規 則	職員の任用に関する規則（昭和31年人事委員会規則第5号）
給 与 規 則	岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則 （昭和32年人事委員会規則第6号）
初 任 給 規 則	岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則 （昭和45年人事委員会規則第3号）
退 職 手 当 規 則	岐阜県職員退職手当条例施行規則（昭和38年人事委員会規則第1号）
旅 費 規 則	岐阜県職員等旅費条例施行規則（昭和33年人事委員会規則第30号）
公益的法人等派遣規則	岐阜県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則 （平成14年人事委員会規則第1号）
留学費用償還規則	岐阜県職員の留学費用の償還に関する条例施行規則 （平成19年人事委員会規則第18号）

第 1 組織及び運営

第 1 組織及び運営

1 人事委員会

(1) 委員

委員は、次表のとおりである。

表 1－1 委員名簿

職 名	氏 名	任 期	備 考
委員長	栗山 知	R 4.11. 5 ～ R 8.11. 4	1 期 弁 護 士
委 員	岡本 知彦	H24. 7. 5 ～ R 9.10.12	4 期 会社役員
委 員	佐藤 まゆみ	R 7. 3.19 ～ R11.12.20	2 期 医 師

(2) 人事委員会の開催状況

委員会の開催状況は、次表のとおりである。

表 1－2 会議の開催日別議案等

回数	開催日	議 題 等
第 6 回	R 7. 4. 4	議第24号 勤務条件に関する措置要求の受理等について
第 7 回	R 7. 4. 21	議第25号 不利益処分についての審査請求の受理等について（令和 7 年（審）第 1 号事案）
		議第26号 採用試験実施基準の一部改正について
		議第27号 令和 7 年度岐阜県職員採用大学卒程度試験（行政・技術Ⅰ）、資格免許職試験及び市町村立小中学校等事務職員採用大学卒程度試験の実施について
		議第28号 令和 7 年度岐阜県職員採用大学院修士課程修了者試験の実施について
		議第29号 令和 7 年度岐阜県職員採用短大・高校卒程度試験、資格免許職試験、市町村立小中学校等事務職員採用短大・高校卒程度試験及び市町村立小中学校等事務職員採用社会人経験者試験の実施について
第 8 回	R 7. 5. 26	報第 4 号 令和 6 年度の苦情相談の概要について
		報第 5 号 代理人解任届等の提出等について
		議第30号 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
		議第31号 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則について
第 9 回	R 7. 6. 3	議第32号 岐阜県職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則について
		議第33号 令和 7 年度岐阜県警察官採用試験の実施について
		議第34号 令和 7 年度岐阜県職員採用大学卒程度試験（行政Ⅱ・技術Ⅱ）、資格免許職試験（薬剤師Ⅱ・保健師Ⅱ・臨床検査技師Ⅱ）、大学院修士課程修了者試験（生物工学）の最終合格者の決定並びに採用候補者名簿の確定について

回数	開催日	議 題 等
第10回	R 7. 6. 18	議第35号 採用試験実施基準の一部改正について
		議第36号 令和7年度岐阜県職員採用大学卒程度試験（技術Ⅲ）及び資格免許職試験（薬剤師Ⅲ、臨床検査技師AⅢ）の実施について
		議第37号 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
		議第38号 職員の採用選考について
		報第6号 答弁書の提出等について（令和7年（審）第1号事案）
		報第7号 時間外勤務の状況及び医師の面接指導実施状況について（令和6年度）
第11回	R 7. 6. 30	議第39号 職員の採用選考について
		報第8号 職員に関する条例に対する意見について
第12回	R 7. 7. 7	議第40号 令和7年度障がい者を対象とした岐阜県職員採用試験（行政・事務）及び市町村立小中学校等事務職員採用試験の実施について
		議第41号 令和7年度岐阜県職員採用大学卒程度試験（技術Ⅰ）、資格免許職試験（薬剤師Ⅰ・保健師Ⅰ・管理栄養士Ⅰ・精神保健福祉士Ⅰ）の最終合格者の決定並びに採用候補者名簿の確定について
		議第42号 令和7年度岐阜県警察官採用試験の最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について
		議第43号 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
		議第44号 岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則について
		議第45号 令和5年（審）第1号事案の裁決について
第13回	R 7. 7. 25	報第9号 準備書面の提出等について（令和6年（審）第1号事案）
		議第46号 令和7年度岐阜県職員採用大学卒程度試験（行政Ⅰ・警察行政）及び市町村立小中学校等事務職員採用大学卒程度試験の最終合格者の決定並びに採用候補者名簿の確定について
第14回	R 7. 8. 27	議第47号 反論書の提出の督促について（令和7年（審）第1号事案）
		報第10号 準備書面等の提出等について（令和6年（審）第1号事案）
第15回	R 7. 9. 5	議第48号 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
		議第49号 岐阜県職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
		報第11号 時間外勤務の状況及び医師の面接指導実施状況について（令和7年度第1四半期）
第16回	R 7. 9. 19	議第50号 職員に関する条例に対する意見について
		議第51号 岐阜県職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則について
		議第52号 令和6年（措）第2号事案の判定について
		報第12号 取下書の提出等について（令和7年（措）第1号事案）

回数	開催日	議 題 等
第17回	R 7.10. 6	議第53号 岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則について
		議第54号 令和7年度岐阜県職員採用短大・高校卒程度試験（技術職）の最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について
		議第55号 審査手続の委任について（令和7年（審）第1号事案）
		議第56号 令和7年職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告について
		報第13号 反論書の提出等について（令和7年（審）第1号事案）
第18回	R 7.10. 28	議第57号 令和7年度岐阜県職員採用短大・高校卒程度試験（事務）、資格免許職試験、市町村立小中学校等事務職員採用短大・高校卒程度試験及び市町村立小中学校等事務職員採用社会人経験者試験の最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について
		報第14号 準備書面の提出等について（令和6年（審）第1号事案）
第19回	R 7.11. 28	議第58号 令和7年度障がい者を対象とした岐阜県職員採用試験（行政）及び市町村立小中学校等事務職員採用試験の最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について
		議第59号 令和7年度岐阜県警察官採用試験の最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について
		報第15号 特例時間外勤務状況報告（令和6年度）について
		報第16号 時間外勤務の状況及び医師の面接指導実施状況（令和7年度第2四半期）について
第20回	R 7.12. 22	議第60号 令和7年度岐阜県職員採用大学卒程度試験（技術Ⅲ）及び資格免許職試験（薬剤師Ⅲ・臨床検査技師AⅢ）の最終合格者の決定並びに採用候補者名簿の確定について
		議第61号 令和8年度岐阜県職員採用大学卒程度試験（行政Ⅱ・技術Ⅱ）及び資格免許職試験（薬剤師Ⅱ・管理栄養士Ⅱ・保健師Ⅱ・臨床検査技師AⅡ）の実施について
		議第62号 採用試験実施基準の一部改正について
		議第63号 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
		議第64号 岐阜県一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
		議第65号 岐阜県会計年度任用職員の報酬等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
		議第66号 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
		議第67号 人事委員会の承認を要する職務の級の決定基準の一部改正について
		報第17号 職員に関する条例に対する意見について

回数	開催日	議 題 等
第 1 回	R 8. 1. 14	議第 1 号 第 1 回口頭審理の開催について（令和 6 年（審）第 1 号事案）
		報第 1 号 準備書面等の提出等について（令和 6 年（審）第 1 号）
		報第 2 号 準備手続の結果について（令和 6 年（審）第 1 号事案）
第 2 回	R 8. 2. 4	議第 2 号 「採用試験実施基準」の一部改正について
		議第 3 号 令和 8 年度岐阜県警察官採用試験の実施について
		議第 4 号 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
		議第 5 号 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
		報第 3 号 準備書面等の提出等について（令和 6 年（審）第 1 号）
第 3 回	R 8. 2. 27	議第 6 号 岐阜県人事委員会聴聞規則の一部を改正する規則について
		議第 7 号 職員に関する条例に対する意見について
		議第 8 号 第 2 回口頭審理の開催について（令和 6 年（審）第 1 号事案）
		議第 9 号 職員の昇任選考について
		議第 10 号 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第 3 条第 3 項の規定による一般任期付職員の採用の承認について
		議第 11 号 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第 7 条第 3 項の規定による一般任期付職員の任期の更新の承認について
第 4 回	R 8. 3. 10	議第 12 号 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
		議第 13 号 岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則について
		議第 14 号 人事委員会の承認を要する職務の級の決定基準の一部改正について
		議第 15 号 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則について
		議第 16 号 職員の昇任選考について（次長級・警察本部）
		議第 17 号 職員の採用選考について（課長級）
		議第 18 号 勤務条件に関する措置要求の受理等について（令和 8 年（措）第 1 号）
		報第 4 号 時間外勤務及び医師の面接指導実施の状況について（令和 7 年度第 3 四半期）

回数	開催日	議 題 等
第5回	R 8. 3. 25	議第19号 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則について
		議第20号 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則及び岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則等の一部を改正する規則の一部を改正する規則について
		議第21号 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則について
		議第22号 岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則について
		議第23号 岐阜県職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則について
		議第24号 委託地方公共団体に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則について
		議第25号 岐阜県一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
		議第26号 岐阜県会計年度任用職員の報酬等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
		議第27号 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条第3項の規定による一般任期付職員の採用の承認について
		議第28号 採用試験実施基準の一部改正について
		議第29号 職員の採用選考について（警察本部・警視）
		議第30号 人事委員会事務局職員の任免について
		報第5号 準備書面等の提出等について（令和6年（審）第1号事案）

【開催回数】20回

【議事件数】議 案：74件 報 告：19件

2 年間事業等の概要

事業等の概要は次のとおりである。

表 1－3 年月日別事業等の概要

年月日	事業等の概要
R 7. 3. 1	大学院修士課程（生物工学）、大学卒程度（行政Ⅱ・技術Ⅱ・資格免許職（薬剤師Ⅱ・保健師Ⅱ・臨床検査技師AⅡ））採用試験の公示及び申込受付（～3. 21）
R 7. 3. 3	警察官AⅡ・B採用試験（1回目）の公示及び申込受付（～4. 4）
R 7. 4. 1	辞令交付
R 7. 4. 2	大学院修士課程（生物工学）、大学卒程度（行政Ⅱ・技術Ⅱ・資格免許職（薬剤師Ⅱ・保健師Ⅱ・臨床検査技師AⅡ））採用試験第1次試験実施（～4. 18）
R 7. 4. 4	第6回人事委員会会議
R 7. 4. 9	職種別民間給与実態調査説明会（WEB）
R 7. 4. 21	第7回人事委員会会議
R 7. 4. 22	大学院修士課程（化学）、大学卒程度（行政Ⅰ・技術Ⅰ）、警察行政、資格免許職（薬剤師Ⅰ・保健師Ⅰ・管理栄養士Ⅰ・精神保健福祉士Ⅰ）、市町村立小中学校等事務職員大学卒程度採用試験の公示及び申込受付（～5. 16） 短大・高校卒程度、資格免許職（司書）、市町村立小中学校等事務職員（短大・高校卒程度、社会人経験者）の公示
R 7. 4. 23	職種別民間給与実態調査（～6. 13）
R 7. 5. 2	大学院修士課程（生物工学）、大学卒程度（行政Ⅱ・技術Ⅱ・資格免許職（薬剤師Ⅱ・保健師Ⅱ・臨床検査技師AⅡ））採用試験第2次試験実施（～5. 15）
R 7. 5. 8	第2回岐阜県議会臨時会
R 7. 5. 9	県職員組合・局長会見
R 7. 5. 11	警察官AⅡ・B採用試験（1回目）第1次試験実施
R 7. 5. 26	第8回人事委員会会議
R 7. 6. 3	第9回人事委員会会議 警察官AⅡ・B採用試験（1回目）第2次試験実施（～6. 16）
R 7. 6. 6	大学院修士課程（生物工学）、大学卒程度（行政Ⅱ・技術Ⅱ・資格免許職（薬剤師Ⅱ・保健師Ⅱ・臨床検査技師AⅡ））採用試験最終合格者発表
R 7. 6. 12	警察官AⅡ・B採用試験（2回目）の公示
R 7. 6. 15	大学院修士課程（化学）、大学卒程度（行政Ⅰ）、警察行政、市町村立小中学校等事務職員大学卒程度採用試験第1次試験 大卒程度（技術Ⅰ）、資格免許職（薬剤師Ⅰ・保健師Ⅰ・管理栄養士Ⅰ・精神保健福祉士Ⅰ）筆記試験実施
R 7. 6. 17	大学卒程度（技術Ⅰ）、資格免許職（薬剤師Ⅰ・保健師Ⅰ・管理栄養士Ⅰ・精神保健福祉士Ⅰ）採用試験第2次試験実施（～6. 20）
R 7. 6. 18	第10回人事委員会会議
R 7. 6. 19	第3回岐阜県議会定例会（～7. 10）
R 7. 6. 27	第133回全国人事委員会連合会総会（東京都） 警察官AⅡ・B採用試験（2回目）申込受付（～8. 1）
R 7. 6. 30	第11回人事委員会会議

年月日	事業等の概要
R 7. 7. 3	第68回全国人事委員会連合会公平審査事務研修会（埼玉県）（～7. 4）
R 7. 7. 4	県学校職員組合・局長会見、県教職員組合連絡会議・局長会見
R 7. 7. 7	第12回人事委員会会議 大学卒程度（行政Ⅰ）、警察行政、市町村立小中学校等事務職員大学卒程度採用試験第2次試験実施（～7. 10） 大学卒程度（技術Ⅲ・資格免許職（薬剤師Ⅲ・臨床検査技師AⅢ））採用試験の公示
R 7. 7. 8	警察官AⅡ・B採用試験（1回目）最終合格者発表
R 7. 7. 9	大学卒程度（技術Ⅰ）、資格免許職（薬剤師Ⅰ・保健師Ⅰ・管理栄養士Ⅰ・精神保健福祉士Ⅰ）採用試験最終合格者発表
R 7. 7. 11	短大・高校卒程度、資格免許職（司書）、市町村立小中学校等事務職員（短大・高校卒程度、社会人経験者）の申込受付（～8. 6）
R 7. 7. 18	東海・北陸人事委員会協議会委員長・事務局長会議地区別会議（愛知県・書面開催）
R 7. 7. 24	障がい者対象（行政、事務、小中学校等事務）採用試験の公示及び申込受付（～8. 15）
R 7. 7. 25	第13回人事委員会会議
R 7. 7. 30	大学卒程度（行政Ⅰ）、警察行政、市町村立小中学校等事務職員大学卒程度採用試験最終合格者発表
R 7. 8. 7	人事院勧告
R 7. 8. 12	全国人事委員会連合会人事院勧告説明会（WEB）
R 7. 8. 15	岐阜県職員ガイダンス実施
R 7. 8. 27	第14回人事委員会会議
R 7. 8. 29	全国人事委員会事務局長・人事担当課長・市町村担当課長会議（WEB）
R 7. 9. 5	第15回人事委員会会議
R 7. 9. 9	県職員組合・委員長会見、県教職員組合連絡会議・委員長会見
R 7. 9. 18	第4回岐阜県議会定例会（～10. 9）
R 7. 9. 19	第16回人事委員会会議
R 7. 9. 21	警察官AⅡ・B（2回目）採用試験第1次試験実施
R 7. 9. 24	短大・高校卒程度（技術）採用試験口述試験実施 大学卒程度（技術Ⅲ・資格免許職（薬剤師Ⅲ・臨床検査技師AⅢ））採用試験の申込受付（～10. 20）
R 7. 9. 28	短大・高校卒程度（事務A・B、警察事務）、資格免許職（司書）、市町村立小中学校等事務職員（短大・高校卒程度、社会人経験者）採用試験第1次試験実施 短大・高校卒程度（技術）採用試験筆記試験実施
R 7. 10. 6	第17回人事委員会会議
R 7. 10. 10	短大・高校卒程度（技術）採用試験最終合格発表
R 7. 10. 9	人事委員会勧告
R 7. 10. 14	短大・高校卒程度（事務A・B、警察事務）、資格免許職（司書）、市町村立小中学校等事務職員（短大・高校卒程度、社会人経験者）採用試験第2次試験実施（～10. 16）

年月日	事業等の概要
R 7. 10. 15	東海・北陸人事委員会協議会事務局長会議（愛知県・書面開催） 警察官 AⅡ・B（2回目）採用試験第2次試験実施（～11.6）
R 7. 10. 27	大学卒程度（技術Ⅲ・資格免許職（薬剤師Ⅲ・臨床検査技師 AⅢ））採用試験第1次試験実施（～11.16）
R 7. 10. 28	第18回人事委員会会議 短大・高校卒程度（事務 A・B、警察事務）、資格免許職（司書）、市町村立小中学校等事務職員（短大・高校卒程度、社会人経験者）採用試験最終合格発表
R 7. 11. 2	障がい者対象（行政、事務、小中学校等事務）第1次試験実施
R 7. 11. 20	障がい者対象（行政、事務、小中学校等事務）職員採用試験第2次試験実施
R 7. 11. 28	第19回人事委員会会議
R 7. 12. 1	大学卒程度（技術Ⅲ・資格免許職（薬剤師Ⅲ・臨床検査技師 AⅢ））採用試験第2次試験実施（～12.5）
R 7. 12. 2	第5回岐阜県議会定例会（～12.18） 人事委員会勧告（社会と公務の変化に応じた給与制度の整備） 警察官 AⅡ・B採用試験（2回目）最終合格者発表
R 7. 12. 3	障がい者対象（行政、事務、小中学校等事務）職員採用試験最終合格者発表
R 7. 12. 22	第20回人事委員会会議
R 7. 12. 24	大学卒程度（技術Ⅲ・資格免許職（薬剤師Ⅲ・臨床検査技師 AⅢ））採用試験最終合格者発表
R 7. 12. 25	技術職員現場見学ツアー 大学卒程度（行政Ⅱ・技術Ⅱ・資格免許職（薬剤師Ⅱ・管理栄養士Ⅱ・保健師Ⅱ・臨床検査技師 AⅡ）採用試験の公示
R 8. 1. 14	第1回人事委員会会議
R 8. 1. 7	東海・北陸人事委員会協議会給与事務専門部会（石川県・書面開催）
R 8. 1. 29	東海・北陸人事委員会協議会公平・労基事務専門部会（愛知県・WEB）
R 8. 2. 4	第2回人事委員会会議
R 8. 2. 26	第1回岐阜県議会定例会（～3.25）
R 8. 2. 27	第3回人事委員会会議
R 8. 3. 1	大学卒程度（行政Ⅱ・技術Ⅱ・資格免許職（薬剤師Ⅱ・管理栄養士Ⅱ・保健師Ⅱ・臨床検査技師 AⅡ）採用試験の申込受付（～3.23）
R 8. 3. 2	警察官 AⅡ・B採用試験（1回目）の公示及び申込受付（～4.3）
R 8. 3. 10	第4回人事委員会会議
R 8. 3. 4	東海・北陸人事委員会協議会任用事務専門部会総会（福井県・書面開催）
R 8. 3. 25	第5回人事委員会会議
R 8. 3. 31	辞令交付

3 諸会議等の開催状況

各会議の開催状況は、次のとおりである。

(1) 全国人事委員会連合会関係

表 1－4 全国人事委員会連合会会議

開催年月日(開催地)	会 議 名	主 な 課 題
R 7. 6. 27 (東京都)	第133回 総会	○議 事 1 令和 6 年度決算について 2 令和 7 年度事業計画案及び予算案について 3 第134回総会について 4 令和 8 ・ 9 年度専門部会の運営について ○報 告 1 令和 6 ・ 7 年度専門部会の中間報告について 2 第67回公平審査事務研修会の結果報告について 3 第68回公平審査事務研修会について 4 第69回公平審査事務研修会について 5 令和 7 年度理事について 6 「園遊会」への招待者について 7 ブロック活動状況報告について
R 7. 7. 3-4 (埼玉県)	第68回 公平審査事務 研修会	公平審査事務について
R 7. 8. 12 (WEB)	人事院勧告 説明会	人事院勧告について

(2) 東海・北陸人事委員会協議会関係

表 1－5 委員長・事務局長会議

開催年月日(開催地)	会 議 名	主 な 課 題
R 7. 7. 18 (愛知県・ 書面開催)	東海・北陸 地区別会議	○議 題 令和 6 年度事業報告及び決算について

表 1－6 事務局長会議

開催年月日(開催地)	主 な 課 題
R 7. 10. 15 (愛知県・ WEB)	○議 題 1 令和 8 年度事業計画及び予算について 2 令和 8 年度幹部人事委員会の選出について 3 令和 8 年度会計監事の選出について

表 1－7 公平・労基事務専門部会

開催年月日(開催地)	主 な 課 題
R 8. 1. 29 (愛知県・WEB)	○議 題 1 審査請求棄却(処分承認)案件の処分事由において、処分者とは異なる事実評価又は法的解釈の余地がある場合における人事委員会の判断について 2 措置要求における審査の迅速化について 3 職員相談の対応方法について 4 電話での苦情相談について 5 熱中症対策の状況について 6 勤務条件調査における客観的労働時間の把握方法について 7 労基事務手続等の「電子化」について

表 1－8 任用事務専門部会

開催年月日(開催地)	主 な 課 題
R 8. 3. 4 (福井県・書面開催)	○議 題 1 高校生を対象とした採用試験(初級試験)の日程前倒しについて

表 1－9 給与事務専門部会

開催年月日(開催地)	主 な 課 題
R 8. 1. 7 (石川県・書面開催)	給与制度等に関する意見交換

(3) その他

表 1－10 人事院

開催年月日(開催地)	会 議 名	主 な 課 題
R 7. 4. 9 (WEB)	職種別民間給与実態調査説明会	○議 題 令和7年職種別民間給与実態調査について

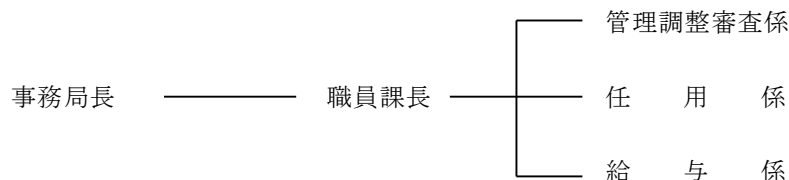
表 1－11 総務省

開催年月日(開催地)	会 議 名	主 な 課 題
R 7. 8. 29 (WEB)	全国人事委員会 事務局長・人事 担当課長・市町 村担当課長会議	○議 題 人事院の勧告や勧告を受けての今後の対応等について

4 事務局

事務局の組織、分掌事務、事務局の職員並びに予算及び決算は、次のとおりである。

(1) 組織 (令和7年4月1日現在) 13人



(2) 分掌事務 (令和7年4月1日現在)

- 1 事務局職員の人事、予算、文書その他庶務に関すること。
- 2 人事行政に関する調査、人事記録の管理及び人事に関する統計報告の作成に関すること。
- 3 職員に関する条例の制定又は改廃に関する県議会及び知事に対する意見の申出に関すること。
- 4 職員の任用に関すること。
- 5 職員の競争試験及び選考に関すること。
- 6 職員の人事評価に関すること。
- 7 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関すること。
- 8 職員の分限及び懲戒に関すること。
- 9 職員の服務に関すること。
- 10 職員の退職管理に関すること
- 11 職員の研修に関すること。
- 12 職員の福祉及び利益の保護に関すること。
- 13 職員団体に関すること。
- 14 職員に対する労働基準監督機関の職権行使に関すること。
- 15 公文書の公開等情報公開に関すること。
- 16 個人情報の保護に関すること。
- 17 前各号に掲げるもののほか、人事委員会の事務に関すること。

(3) 事務局の職員

表1-12 職員の名簿 (令和7年4月1日時点)

職 名	氏 名
事務局長	大 野 陽 一
職員課長	宮 早 苗
課長補佐兼管理調整審査係長	足 立 岳 晴
課長補佐兼任用係長	橋 本 昌 樹
課長補佐兼給与係長	宮 川 綾 子
主査(管理調整審査係)	大 平 里 佳
主任(管理調整審査係)	丹 菊 優 花
課長補佐(再任用)	新 海 利 之
主任(再任用)	清 水 浄 規
主任(任用係)	梅 田 昌 紀
主事(任用係)	石 竹 栄 彦
主任(給与係)	森 温 美
主事(給与係)	長 坂 啓 生

(4) 予算及び決算

表 1-13 収入

(単位：千円)

節 別 年 度	令和 6 年度		令和 7 年度	
	予 算 額	予 算 額	予 算 額	決 算 額
(14) 諸収入	174	175	172	173
(07) 雑 入	174	175	172	173
(03) 納付金	44	45	42	43
(04) 雑 入	130	130	130	130
(職員採用試験調整費)	0	0	0	0
(受託公平委員会事務費)	130	130	130	130
(地方公務員災害補償基金還付金)	0	0	0	0
(その他)	0	0	0	0

表 1-14 支出

(単位：千円)

節 別 年 度	令和 6 年度		令和 7 年度	
	予 算 額	決 算 額	予 算 額	決 算 額
(01) 人事委員会費	128,798	122,978	133,019	125,777
(01) 報 酬	2,759	2,305	2,858	2,442
(02) 給 料	50,952	50,801	52,758	52,598
(03) 職員手当等	34,033	33,346	33,693	32,710
(04) 共 済 費	17,039	16,551	17,258	17,199
(07) 報 償 費	0	0	0	0
(08) 旅 費	1,890	1,261	1,851	1,192
(09) 交 際 費	10	0	10	0
(10) 需 用 費	3,424	2,781	3,652	2,750
(10) 消 耗 品 費	1,900	1,546	2,139	1,622
(31) 対外交流費	0	0	0	0
(32) 会 議 費	3	0	3	0
(40) 印刷製本費	1,449	1,163	1,480	1,128
(60) 修 繕 料	72	72	30	0
(11) 役 務 費	2,636	1,865	2,966	1,482
(12) 委 託 料	12,166	10,856	13,877	11,782
(13) 使用料及び賃借料	1,008	452	640	333
(17) 備品購入費	0	0	0	0
(18) 負担金、補助及び交付金	2,881	2,760	3,456	3,290

(注) 「予算額」は補正後の予算を指す。

第 2 条例改正に対する意見及び統計報告

第2 条例改正に対する意見及び統計報告

1 職員に関する条例の改正等に対する意見の提出

地公法第5条第2項の規定に基づき、県議会議長から意見を求められた職員に関する条例の改正等について、表2-1のとおり意見を提出した。

表2-1 職員に関する条例の改正等に対する意見

条 例 案（ 条 例 案 の 概 要 ）	提出した意見
令和7年第3回定例会 議第63号 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について （育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に鑑み、国家公務員に準じて、規定の整備を行う。） 1 本人又は配偶者の妊娠又は出産等を申し出た職員に対し、育児休業制度の情報提供等に併せて以下の措置を講じることがを任命権者に義務付ける。 (1) 仕事と育児の両立支援制度等に関する情報提供 (2) 仕事と育児の両立支援制度等の利用に係る意向確認 (3) 子の心身の状況又は家庭の状況に起因する職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る意向確認 (4) (3)により意向確認した事項への配慮 2 3歳に満たない子を養育する職員に対し、一定の期間内に、1(1)から(4)までに掲げる措置を講じることがを任命権者に義務付ける。) 議第64号 岐阜県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について （地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、「1日につき2時間の範囲内の休業（第1号部分休業）の形態に加え、1年につき条例で定める時間内の休業（第2号部分休業）の形態が設けられ、職員はいずれかの形態を選択可能」との拡充をされた部分休業制度に関して、条例で規定すべき事項を、国家公務員に準じて定める。） 1 部分休業の請求の単位期間を、4月1日から翌年の3月31日までの期間とする。 2 第1号部分休業は、30分単位で承認する。 3 第2号部分休業は、1年につき、次に定める時間の範囲内で原則1時間を単位として承認する。 (1) 常勤職員 77時間30分（10日相当分） (2) 非常勤職員 1日当たりの勤務時間に10を乗じて得た時間 4 職員が部分休業の申出の内容を変更できる特別の事情は、配偶者の入院、配偶者との別居等申出時に予測できなかった事実が生じたことにより、当該変更をしなければ子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。 5 その他所要の規定の整理を行う。)	異議なし。 (R7.6.23人委第104号)

令和 7 年第 4 回定例会 議第96号 岐阜県職員等旅費条例の一部を改正する条例について (1 岐阜県職員等旅費条例の一部改正 国内外の経済社会情勢の変化に対応するため、国家公務員に準じて規定の整備を行う。 (1) 旅費の原則実費支給化 旅費について、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算することとした上で、定額支給から実費支給（一部種目を除く。）に変更する。 (2) 旅行業者等に対する直接の支払い 県と旅行役務提供契約を締結した旅行業者等には、旅行者に対する旅費の支給に代えて、旅費に相当する金額を支払うことができることとする。 2 1に伴い、次の4条例について所要の規定の整理を行う。 (1) 岐阜県各種委員等給与条例 (2) 土地収用法の鑑定人又は参考人に支給する旅費及び手当に関する条例 (3) 岐阜県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例 (4) 岐阜県会計年度任用職員の報酬等に関する条例)	異議なし。 (R7. 9. 19人委第104号の2)
令和 7 年第 5 回定例会 議第127号 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例について (岐阜県人事委員会の令和 7 年10月 9 日付けの給与についての勧告に鑑み、所要の規定の整備を行う。 1 行政職給料表について、若年層に重点を置きつつ、中堅層以上の改定率が昨年を上回るよう、給与月額を平均2. 91% (10, 988円) 引き上げる。また、その他の給料表についても、行政職給料表との均衡を基本に引き上げる。 2 医師・歯科医師の初任給調整手当について、支給月額の上限額を900円引き上げる（改定後：371, 300円）。 3 自動車等の使用者に対する通勤手当の額について、次のとおり措置する。 (1) 令和 7 年 4 月 1 日以降の措置内容 現行の中長距離区分の手当額を、自動車等の使用距離の区分に応じて200円から7, 300円までの幅で引上げる。 (2) 令和 8 年 4 月 1 日以降の措置内容 62, 700円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて人事委員会規則で定める額とする（現行の上限額は、70km以上の場合に39, 900円）。 4 各宿日直手当について、支給上限額を引き上げる。 5 期末手当及び勤勉手当について、支給割合を次のとおり0. 05月分引き上げる。また、任期付研究員等についても、一般職員との均衡を基本に引き上げる。 6 その他所要の規定の整理を行う。)	異議なし。 (R7. 12. 4人委第104号の5)

議第137号 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について (公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整備を行う。) 1 岐阜県教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関する条例の改正 (1) 教育職員に支給される教職調整額を給料月額100分の4から100分の10に相当する額に引き上げる。 (2) (1)の引上げは、令和8年1月1日から毎年100分の1ずつ段階的に行う。 (3) 指導改善研修を受けている教員には、教職調整額を支給しない。 2 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の改正 (1) 義務教育等教員特別手当を、「月額8,200円を超えない範囲内で、職務の級及び号給に応じ、人事委員会規則で定める校務の種類に係る業務の困難性その他の事情を考慮して、人事委員会規則で定める額」に改める。 (2) 教育職給料表における給料月額への加算額を引上げる。 (3) (1)の義務教育等教員特別手当の改正に伴い、多学年学級担当手当を廃止する。)	
令和8年第1回定例会 議第30号 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について (岐阜県人事委員会の令和7年10月9日付けの給与についての勧告に鑑み、所要の規定の整備を行う。) 1 特地勤務手当に準ずる手当及びへき地手当に準ずる手当について、新たに給料表の適用を受ける職員となり特地公署等又はへき地学校等に勤務することとなったことに伴って住居を移転した職員を手当の支給対象とする。 2 その他所要の規定の整理を行う。)	異議なし。 (R8.2.27人委第104号の6)

2 人事行政に関する統計報告の作成

地公法第8条第1項第1号の規定に基づき、次のとおり人事行政に関する統計報告を作成し、各任命権者その他に配布した。

- | | | | |
|-------------|---|-----------------------|-----|
| (1) 名 称 等 | 令和7年人事・給与統計 | 251ページ | 24部 |
| (2) 調 査 対 象 | 一般職に属する県職員並びに市町村立学校職員給与負担法第1条及び第2条に規定する職員（令和6年4月1日付け退職者、臨時的任用職員及び会計年度任用職員を除く） | | |
| (3) 内 容 | ア 人事に関する統計
（ア）職員の構成に関する統計（職員の配置状況と年齢、性別、職務段階、学歴からみた職員構成等の静態統計）
（イ）職員の異動に関する統計（職員の昇任、昇格、転任、休職、採用、退職等の動態統計）
イ 給与に関する統計（平均給料月額、諸手当の支給状況等に関する統計） | | |
| (4) 調 査 時 期 | 静態統計・給与統計 | 令和7年4月1日 | |
| | 動態統計 | 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで | |

第 3 任 用

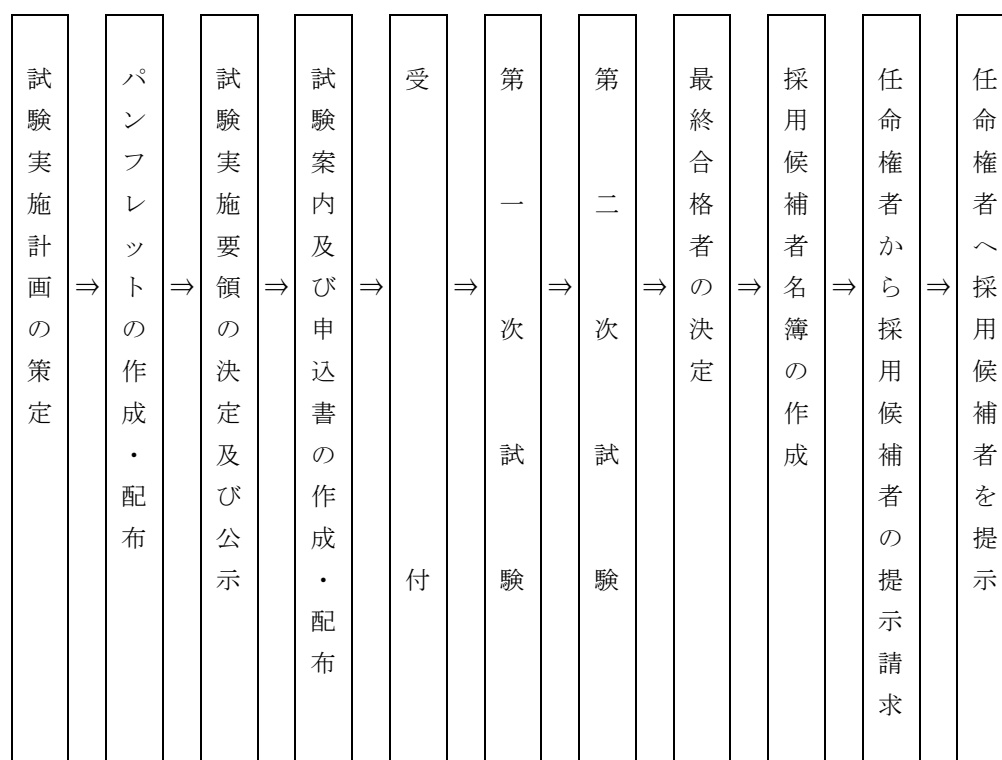
第3 任用

職員の任用は、地公法第13条（平等取扱の原則）、第15条（成績主義の原則）及び第56条（不利益取扱の禁止）の規定により行わなければならない、任用の公正の実現と能力主義の実現を目的としている。

また、地公法第17条（任命の原則）の規定により職員の採用及び昇任は、競争試験で実施しているが、人事委員会規則の規定により一定の条件のもと選考による採用及び昇任を行っている。

1 採用試験

（1）試験実施計画



（2）募集活動

ア 令和7年度職員採用試験パンフレットの作成・配布

印刷部数：パンフレット 8,000部

配布先：各県事務所、東京事務所、関係学校等

イ 試験案内の配布

配布先：各県事務所、東京事務所、関係学校等

ウ テレビ・ラジオ

4月、5月、7月、8月、9月、10月、11月、3月に適宜実施

エ インターネット

適宜試験情報を掲載

岐阜県公式ホームページ「岐阜県職員採用情報」

アドレス <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/3703.html>

民間就職支援サイト（マイナビ・キャリアタスUC）に採用情報を掲載

オ 就職説明会等

主に大学生や高校生を対象として、岐阜県職員の仕事の魅力発信や、試験結果及び試験内容等についての情報提供を行うなど、受験者の確保に努めた。

- ・大学等における公務員説明会（４月～２月：11回）
- ・技術系職員の働く現場見学ツアー（12月：1回）
- ・岐阜県職員ガイダンス（８月：1回）
- ・専門学校等における公務員説明会（４月、２月：２回）
- ・民間企業等主催合同企業展（４月～３月：21回）
- ・高校生出前説明会（９月～２月：高校 計12校）

（３）試験の実施状況

表３－１、表３－２参照

（４）試験種目

表３－３参照

（用語の定義）

教 養 試 験：公務員として必要な一般的な知識及び知能についての筆記試験を行う

専 門 試 験：各職種に応じて必要な専門的な知識、技術又はその他の能力についての筆記試験を行う。

論 文 試 験：識見、論理性及び思考力等についての筆記試験を行う。

作 文 試 験：表現力及び思考力等についての筆記試験を行う。

口 述 試 験：人物及び専門的知識についての個別面接を行う。

集団討論試験：社会性、協調性、指導力、説得力等についての集団による討論を行う。

適 性 検 査：職務遂行上必要な素質及び適性についての検査を行う。

身 体 検 査：身長、体重、胸囲、視力、色覚その他について実施検査を行う。

体 力 検 査：敏しょう性、持久力、柔軟性等の体力について実施検査を行う。

身体精密検査：所定の健康診断書の提出を求める。

受験資格の調査：受験資格の有無、申込書記載事項等の真否について調査する。

S P I ３：性格特性や基礎的な知的能力を測定する。

表 3 - 1 採用試験一覧

試験名	職 種	受 験 資 格	公示日	受付期間	第 1 次試験 (筆記試験等)	第 1 次試験 (筆記試験等) 会 場	第 2 次試験 (口述試験等)	最 終 合格発表	
大学院 修士課程	生 物 工 学	39歳未満の者でR8.3.31までに修士課程を修了(修了見込みを含む)の者	R7.3.1	R7.3.1 ～21	R7.4.2 ～18	S P I 全国テストセンター リアル会場 又はオンライン 会場	R7.5.9	R7.6.6	
	化 学	31歳未満の者でR8.3.31までに修士課程を修了(修了見込みを含む)の者	R7.4.22	R7.4.22 ～5.12	R7.6.15	加納高校 東京文具共和会館	-	-	
大 学 卒 程 度	行政Ⅱ 技術Ⅱ 〔福祉Ⅱ 心理学Ⅱ 農学Ⅱ 森林科学Ⅱ 農業土木Ⅱ 畜産Ⅱ〕	21歳以上39歳未満の者又は21歳未満でR8.3.31までに大学を卒業（見込みを含む）の者	R7.3.1	R7.3.1 ～ 21	R7.4.2 ～18	S P I 全国テストセンター リアル会場 又はオンライン 会場	R7.5.2 ～ 15	R7.6.6	
	技術Ⅱ 〔土木Ⅱ 建築Ⅱ 電気Ⅱ 機械Ⅱ〕	21歳以上39歳未満の者又は21歳未満でR8.3.31までに大学・短期大学・高等専門学校を卒業（見込みを含む）の者							
	行政Ⅰ 警察行政	21歳以上29歳未満の者又は21歳未満でR8.3.31までに大学を卒業（見込みを含む）の者	R7.4.22	R7.4.22 ～5.16	R7.6.15	加 納 高 校 京文具共和会館	R7.7.7 ～10	R7.7.30	
	技術Ⅰ 〔福祉Ⅰ 心理学Ⅰ 農学Ⅰ 畜産Ⅰ 森林科学Ⅰ 農業土木Ⅰ 水産Ⅰ〕				R7.6.15 (筆記試験)		R7.6.17 ～ 20	R7.7.9	
	技術Ⅰ 〔土木Ⅰ 建築Ⅰ 電気Ⅰ 警察機械Ⅰ 化学Ⅰ〕								

試験名	職種	受験資格	公示日	受付期間	第1次試験 (筆記試験等)	第1次試験 (筆記試験等) 会場	第2次試験 (口述試験等)	最終 合格発表
大学 卒 程 度	技 術 III 〔福祉 III 心理 III 農 学 III 畜 産 III 農業土木III 森林科学III〕	21歳以上39歳未満 の者又はR8. 3. 31ま でに大学を卒業(見 込みを含む) の者、 又はR9. 3. 31までに 大学を卒業見込み の者	R7. 7. 7	R7. 9. 24 ～10. 20	R7. 10. 27 ～11. 16	S P I 全国テストセンタ ーリアル会場 又はオンライン 会場	R7. 12. 1 ～5	R7. 12. 24
	技 術 III 〔土 木 III 建 築 III 電 気 III 機 械 III〕	21歳以上39歳未満 の者又はR8. 3. 31ま でに大学・短期大学 ・高等専門学校を卒 業 (見込みを含む) の者、又はR9. 3. 31 までに大学・短期大 学・高等専門学校を 卒業見込みの者						
資格 免 許 職	薬 剤 師 II 保 健 師 II 臨床検査技師A II	29歳未満(薬剤師は 31歳未満)で各職種 の免許を有する者 (取得見込みの者 を含む。)	R7. 3. 1	R7. 3. 1 ～ 21	R7. 4. 2 ～18	S P I 全国テストセンタ ーリアル会場 又はオンライン 会場	R7. 5. 2 ～15	R7. 6. 6
	薬 剤 師 I 保 健 師 I 管理栄養士 I		R7. 4. 22	R7. 4. 22 ～5. 16	R7. 6. 15 (筆記試験)	加 納 高 校 東京文具共和会館	R7. 6. 20	R7. 7. 9
	精神保健福祉士 I	29歳未満で資格の 登録を受けている 者(見込みの者を含 む。)	R7. 4. 22	R7. 4. 22 ～5. 16	R7. 6. 15 (筆記試験)	加 納 高 校	R7. 6. 20	R7. 7. 9
	薬 剤 師 III 臨床検査技師A III	29歳未満(薬剤師は 31歳未満)で各職種 の免許を有する者 (R9までに取得見 込みの者を含む。)	R7. 7. 7	R7. 9. 24 ～10. 20	R7. 10. 27 ～11. 16	S P I 全国テストセンタ ーリアル会場 又はオンライン 会場	R7. 12. 1 ～5	R7. 12. 24
	司 書	19歳以上27歳未満 で資格を有する者 (取得見込みの者 を含む。)	R7. 4. 22	R7. 7. 11 ～8. 6	R7. 9. 28	OKBふれあい会館	R7. 10. 14 ～16	R7. 10. 31
短大・ 高校 卒 程 度	事務A 事務B(東濃) 事務B(飛騨) 警察事務	17歳以上21歳未満 の者	R7. 4. 22	R7. 7. 11 ～ 8. 6	R7. 9. 28	OKBふれあい会館 多治見工業高校 高山工業高校	R7. 10. 14 ～16	R7. 10. 31
	農 業 林 業 農業土木 土木 警察電気				R7. 9. 28 (筆記試験)		R7. 9. 24	R7. 10. 10

試験名	職 種	受 験 資 格	公示日	受付期間	第 1 次 試 験 (筆記試験等)	第 1 次試験 (筆記試験等) 会 場	第 2 次 試 験 (口述試験等)	最 終 合格発表
警察官	警察官AⅡ (男性) (1回目) 警察官AⅡ (女性) (1回目) 情報技術	35歳未満で大学 卒業者 (卒業見込 みの者を含む。)	R7. 3. 3	R7. 3. 3 ～ 4. 4	R7. 5. 11	岐阜北高校	R7. 6. 3 ～ 16	R7. 7. 8
	警察官AⅡ (男性) (2回目) 警察官AⅡ (女性) (2回目)		R7. 6. 12	R7. 6. 27 ～ 8. 1	R7. 9. 21	大垣東高校 多治見北高校 斐太高校	R7. 10. 15 ～11. 6	R7. 12. 2
	警察官B (男性) (2回目) 警察官B (女性) (2回目)	18歳以上35歳未 満でAⅡの受験 資格を有してお らず、高校に在学 していないもの	R7. 3. 3	R7. 3. 3 ～ 4. 4	R7. 5. 11	岐阜北高校	R7. 6. 3 ～ 16	R7. 7. 8
	警察官B (男性) (2回目) 警察官B (女性) (2回目) 情報技術	17歳以上35歳未 満でAⅡの受験 資格を有してい ないもの	R7. 6. 12	R7. 6. 27 ～ 8. 1	R7. 9. 21	大垣東高校 多治見北高校 斐太高校	R7. 10. 15 ～11. 6	R7. 12. 2
市町村立 中学校等 事務職員	大学卒 程度	21歳以上29歳未 満の者又は21歳 未満でR8. 3. 31ま でに大学を卒業 (見込みを含む) の者	R7. 4. 22	R7. 4. 22 ～5. 16	R7. 6. 15	加納高校 京文具共和会館	R7. 7. 7	R7. 7. 30
	短大・高校卒 程度	17歳以上21歳未 満の者	R7. 4. 22	R7. 7. 11 ～ 8. 6	R7. 9. 28	OKBふれあい会館 多治見工業高校 高山工業高校	R7. 10. 14 ～16	R7. 10. 31
	社会人 経験者	29歳以上50歳未 満で、民間企業等 での職務経験が 通算して3年以上 の者						
障がい者 対象	行 政	1 21歳以上34歳 未満の者 2 身体障害者手 帳、療育手帳、 精神障害者保 健福祉手帳等 の交付を受けて いる者	R7. 7. 24	R7. 7. 24 ～ 8. 15	R7. 11. 2	OKBふれあい会館	R7. 11. 20	R7. 12. 3
	事 務	1 17歳以上21歳 未満の者 2 行政に同じ						
	小中等事務	1 17歳以上27歳 未満の者 2 行政に同じ						

表3－2 試験実施状況(令和7年度分)

	実施日 (2次試験)	候補者名簿 確定日	職 種	申込者数	受験者数 (A)	第1次 合格者数	第2次 受験者数	第2次 合格者数	最終合格者数 (B)	採用見込 者数	競争率 (A/B)	採 用 状 況		
												採 用	辞 退	残
大学卒程度	6/15(7/7～7/10)	7/25	行 政 I	265	111	90	79	56	56	45人程度	2.0	37	19	0
	4/2～4/18(5/2～5/15)	6/3	行 政 II	526	436	150	91	28	28	10人程度	15.6	17	11	0
	6/15(7/7～7/10)	7/25	警察行政	51	35	29	28	14	14	10人程度	2.5	10	4	0
	6/15(6/17～6/20)	7/7	福 祉 I	14	6		6	1	1	10人程度	6.0	0	1	0
	4/2～4/18(5/2～5/15)	6/3	福 祉 II	29	29	23	20	10	10	5人程度	2.9	6	4	0
	10/27～11/16(12/1～12/5)	12/22	福 祉 III	27	25	22	16	6	6	5人程度	4.2	1	1	4
	6/15(6/17～6/20)	7/7	心 理 I	14	5		5	3	3	5人程度	1.7	3	0	0
	4/2～4/18(5/2～5/15)	6/3	心 理 II	29	27	23	21	6	6	5人程度	4.5	3	3	0
	10/27～11/16(12/1～12/5)	12/22	心 理 III	33	28	26	23	5	5	5人程度	5.6	3	0	2
	6/15(6/17～6/20)	7/7	農 学 I	16	4		4	3	3	若干人	1.3	2	1	0
	4/2～4/18(5/2～5/15)	6/3	農 学 II	39	36	36	27	13	13	10人程度	2.8	7	6	0
	10/27～11/16(12/1～12/5)	12/22	農 学 III	39	35	33	24	10	10	5人程度	3.5	1	0	9
	6/15(6/17～6/20)	7/7	農業土木 I	9	0	-	-	-	-	若干人	-	-	-	-
	4/2～4/18(5/2～5/15)	6/3	農業土木 II	17	17	14	13	9	9	10人程度	1.9	8	1	0
	10/27～11/16(12/1～12/5)	12/22	農業土木 III	10	7	7	5	3	3	5人程度	2.3	1	0	2
	6/15(6/17～6/20)	7/7	畜 産 I	5	0	-	-	-	-	若干人	-	-	-	-
	4/2～4/18(5/2～5/15)	6/3	畜 産 II	6	5	5	4	3	3	5人程度	1.7	1	2	0
	10/27～11/16(12/1～12/5)	12/22	畜 産 III	12	11	10	9	6	6	5人程度	1.8	0	0	6
	6/15(6/17～6/20)	7/7	水 産 I	3	1		1	1	1	若干人	1.0	1	0	0
	6/15(6/17～6/20)	7/7	森林科学 I	8	1		1	1	1	若干人	1.0	1	0	0
	4/2～4/18(5/2～5/15)	6/3	森林科学 II	20	20	19	12	9	9	10人程度	2.2	4	5	0
	10/27～11/16(12/1～12/5)	12/22	森林科学 III	15	12	12	11	8	8	5人程度	1.5	2	2	4
	6/15(6/17～6/20)	7/7	土 木 I	13	3		3	3	3	10人程度	1.0	0	3	0
	4/2～4/18(5/2～5/15)	6/3	土 木 II	49	42	40	32	22	22	20人程度	1.9	11	11	0
	10/27～11/16(12/1～12/5)	12/22	土 木 III	40	38	36	31	23	23	20人程度	1.7	1	7	15
	6/15(6/17～6/20)	7/7	建 築 I	1	0	-	-	-	-	若干人	-	-	-	-
	4/2～4/18(5/2～5/15)	6/3	建 築 II	14	12	12	7	3	3	5人程度	4.0	2	1	0
	10/27～11/16(12/1～12/5)	12/22	建 築 III	8	7	6	2	1	1	若干人	7.0	0	0	1
	6/15(6/17～6/20)	7/7	電 気 I	4	1		1	0	0	若干人	-	-	-	-
	4/2～4/18(5/2～5/15)	6/3	電 気 II	6	4	4	3	2	2	5人程度	2.0	2	0	0
	10/27～11/16(12/1～12/5)	12/22	電 気 III	12	8	8	7	5	5	若干人	1.6	0	0	5
	6/15(6/17～6/20)	7/7	警察機械 I	0	-		-	-	-	若干人	-	-	-	-
	4/2～4/18(5/2～5/15)	6/3	機 械 II	6	3	3	2	1	1	若干人	3.0	1	0	0
	10/27～11/16(12/1～12/5)	12/22	機 械 III	2	2	2	1	0	0	若干人	-	-	-	-
	6/15(6/17～6/20)	7/7	化 学 I	4	1		1	1	1	若干人	1.0	0	1	0
	(35種類) 計				1,346	972	610	490	256	256	-	3.8	125	83
修士	4/2～4/18(5/2～5/15)	6/3	生物工学	12	11	10	8	2	2	若干人	5.5	2	0	0
	6/15(-)	-	化学	1	1	0	-	-	-	若干人	-	-	-	-
	(2種類) 計				13	12	10	8	2	2	-	6.0	2	0
資格免許職	6/15(6/17～6/20)	7/7	薬 剤 師 I	6	2		2	2	2	若干人	1.0	2	0	0
	4/2～4/18(5/2～5/15)	6/3	薬 剤 師 II	13	11	10	8	5	5	5人程度	2.2	4	1	0
	10/27～11/16(12/1～12/5)	12/22	薬 剤 師 III	7	7	6	5	2	2	若干人	3.5	0	1	1
	6/15(6/17～6/20)	7/7	保 健 師 I	3	0		-	-	-	若干人	-	-	-	-
	4/2～4/18(5/2～5/15)	6/3	保 健 師 II	26	24	24	20	8	8	5人程度	3.0	5	3	0
	4/2～4/18(5/2～5/15)	6/3	臨床検査技師A II	6	6	5	5	1	1	若干人	6.0	1	0	0
	10/27～11/16(12/1～12/5)	12/22	臨床検査技師A III	4	4	4	4	1	1	若干人	4.0	1	0	0
	6/15(6/17～6/20)	7/7	管理栄養士 I	9	5		5	3	3	若干人	1.7	3	0	0
	6/15(6/17～6/20)	7/7	精神保健福祉士 I	2	2		2	2	2	若干人	1.0	1	1	0
	9/28(10/14～10/16)	10/28	司 書	52	39	7	6	1	1	若干人	39.0	1	0	0
	(10種類) 計				128	100	56	57	25	25	-	4.0	18	6
短大・高校卒	9/28(10/14～10/16)	10/28	事 務 A	31	27	23	21	15	15	10人程度	1.8	12	3	0
			事務B(東濃)	3	3		1	1	1		3.0	1	0	0
			事務B(飛騨)	1	1		-	-	-		-	-	-	-
			警察事務	50	42	34	30	16	16	10人程度	2.6	10	6	0
	9/28(9/24)	10/6	農 業	6	6		6	4	4	若干人	1.5	3	1	0
			林 業	5	5		5	2	2	若干人	2.5	1	1	0
			土 木	10	9		9	8	8	10人程度	1.1	7	1	0
			農業土木	6	6		6	5	5	5人程度	1.2	3	2	0
			畜 産	0	-		-	-	-	若干人	-	-	-	-
			警察電気	1	1		1	1	1	若干人	1.0	0	1	0
(10種類) 計				113	100	57	79	52	52	-	1.9	37	15	0

表3－2 試験実施状況(令和7年度分)

	実施日 (2次試験)	候補者名簿 確定日	職 種	申込者数	受験者数 (A)	第1次 合格者数	第2次 受験者数	第2次 合格者数	最終合格者数 (B)	採用見込 者数	競争率 (A/B)	採 用 状 況		
												採 用	辞 退	残
警察官	5/11(6/3～6/16)	7/7	警察官AⅡ(男性)※1	136	92	87	80	43	43	35人程度	2.1	25	18	0
			警察官AⅡ(女性)※1	38	29	28	23	18	18	10人程度	1.6	13	5	0
			警察官AⅡ(情報技術)※2	5	2	2	2	0	0	若干人	－	－	－	－
			警察官B(男性)	61	34	32	28	11	11	5人程度	3.1	7	4	0
			警察官B(女性)	30	17	16	13	8	8	5人程度	2.1	3	5	0
	9/21(10/15～11/6)	11/28	警察官AⅡ(男性)	65	24	21	18	8	8	5人程度	3.0	8	0	0
			警察官AⅡ(女性)	10	3	3	3	2	2	5人程度	1.5	2	0	0
			警察官B(男性)	138	82	75	65	31	31	35人程度	2.6	29	2	0
			警察官B(女性)※1	57	43	40	36	16	16	10人程度	2.7	14	2	0
			警察官B(情報技術)※2	5	3	3	2	1	1	若干人	3.0	1	0	0
	(10種類) 計			545	329	307	270	138	138	－	2.4	102	36	0
小中学校等事務	6/15(7/7～7/10)	7/25	大学卒程度	14	10	9	8	6	6	10人程度	1.7	5	1	0
	9/28(10/14～10/16)	10/28	短大・高校卒程度	14	12	8	8	3	3	若干人	4.0	3	0	0
			社会人経験者	87	62	14	14	3	3	若干人	20.7	2	1	0
	(3種類) 計			115	84	31	30	12	12	－	7.0	10	2	0
障がい者対象	11/2(11/20)	11/28	行 政	5	5	3	3	1	1	5人程度	5.0	1	0	0
	－	－	事 務	0	－	－	－	－	－	5人程度	－	－	－	－
	11/2(11/20)	－	小中等事務	2	2	1	1	0	0	若干人	－	－	－	－
	(3種類) 計			7	7	4	4	1	1	－	7.0	1	0	0
合 計 (73種類)				2,267	1,604	1,075	938	486	486	－	3.3	295	142	49
合計(秋試験除く) (61種類)				2,058	1,420	903	800	416	416	－	3.4	285	131	0
SPI方式合計(春試験のみ) (15種類)				798	683	378	273	122	122	－	5.6	74	48	0
SPI方式合計(春試験のみ)(行政除く)				272	247	228	182	94	94	－	2.6	57	37	0
SPI方式合計(秋試験のみ) (12種類)				209	184	172	138	70	70	－	2.6	10	11	49
SPI方式合計(試験のみ) (27種類)				1,007	867	550	411	192	192	－	4.5	84	59	49
	実施日 (2次試験)		職 種	申込者数	被選考者数 (A)	第1次 合格者数	第2次 受験者数	第2次 合格者数	能力考査 合格者数 (B)	採用見込 者数	競争率 (A/B)	採 用 状 況		
採用選考	4/2～4/18(5/16)		試験研究 電子工学	2	2	2	2	0	－	若干人	－	－	－	－
	4/2～4/18(5/16)		試験研究 化学	15	13	12	11	9	6	若干人	2.2	3	3	0
	4/2～4/18(5/16)		試験研究 機械	0	－	－	－	－	－	若干人	－	－	－	－
	4/2～4/18(5/16)		試験研究 木材工学	3	3	2	2	2	1	若干人	3.0	1	0	0
	6/15～7/6(8/3)		社会人経験者(事務一般)	305	246	76	60	25	25	20人程度	9.8	20	5	0
	11/19～11/28(－)		ヘリコプター整備士	1	1	0	－	－	－	若干人	－	－	－	－
	－		保育士(短大・高校卒)	0	－	－	－	－	－	若干人	－	－	－	－
	－		職業訓練指導員(短大・高校卒)	0	－	－	－	－	－	若干人	－	－	－	－
	9/21(10/24、11/5)		実科指導員(警察)	3	2	2	2	2	2	5人程度	1.0	2	0	0
	9/21(－)		サイバー犯罪捜査官(警察)	1	1	1	0	－	－	若干人	－	－	－	－
	5/11(6/13)		ヘリコプター整備士(警察)	1	1	1	1	1	1	若干人	1.0	1	0	0
合 計 (延べ11種類)				331	269	96	78	39	35	－	7.7	27	8	0
※1情報技術区分の併願者含む ※2警察官AⅡ・B区分の併願者含む														
SPI方式合計(選考のみ) (4種類)				20	18	16	15	11	7	－	2.6	4	3	0
SPI方式合計(試験＋選考) (31種類)				1,027	885	566	426	203	199	－	4.4	88	62	49
総 合 計 (84種類)				2,598	1,873	1,171	1,016	525	521	－	3.6	322	150	49
総合計(秋試験除く) (72種類)				2,389	1,689	999	878	455	451	－	3.7	312	139	0

表 3-3 試験種目

試験名	第 1 次 試 験 (筆記試験等)	第 2 次 試 験 (口述試験等)	受験資格等の調査
大学院修士 課 程	【教養試験 2時間30分】 化 学：五肢択一式50題 【専門試験 2時間】 化 学：五肢択一式40題 【論文試験 1時間】	【適性検査】 【口述試験】	受験資格の有無、 申込書記載事項 等の真否につい て調査
大学院修士 課 程	【S P I 3】 (基礎能力検査・性格検査)	【適性検査】 【口述試験】 【専門試験 1時間】 記述式3題	
大学卒程度 (行政Ⅰ) (技術Ⅰ) (警察行政) (市町村立 小中学校等 事務職員)	【教養試験 2時間30分】 全 職 種：五肢択一式50題 【専門試験 2時間】 全 職 種：五肢択一式40題 【論文試験 1時間】	【適性検査】 【口述試験】 【集団討論試験】	
大学卒程度 (行政Ⅱ) (技術Ⅱ) (技術Ⅲ)	【S P I 3】 (基礎能力検査・性格検査)	【適性検査】 【口述試験】 【集団討論試験】 【論文試験 1時間】 行政Ⅱに限る。 【専門試験 1時間】 技術Ⅱ、Ⅲに限る。 記述式3題	
資格免許職 (薬剤師Ⅰ) (保健師Ⅰ) (管理栄養士Ⅰ) (精神保健福祉士Ⅰ) (司書)	【教養試験 2時間30分】 全 職 種：五肢択一式50題 【専門試験 2時間】 薬剤師Ⅰ、保健師Ⅰ、 管理栄養士Ⅰ、司書 ：五肢択一式40題 【専門試験 1時間30分】 精神保健福祉士Ⅰ：記述式6題 【論文試験 1時間】 薬剤師Ⅰ、保健師Ⅰ、 管理栄養士Ⅰ、 精神保健福祉士Ⅰ 【作文試験 1時間】 司書	【適性検査】 【口述試験】 【集団討論試験】 薬剤師Ⅰ、保健師Ⅰ、 管理栄養士Ⅰ、 精神保健福祉士Ⅰに限 る。	
資格免許職 (薬剤師Ⅱ) (保健師Ⅱ) (臨床検査技師AⅡ) (薬剤師Ⅲ) (臨床検査技師AⅢ)	【S P I 3】 (基礎能力検査・性格検査)	【適性検査】 【口述試験】 【集団討論試験】 【専門試験 1時間】 記述式3題	
短大・高校 卒 程 度	【教養試験 2時間】 事務A・B、警察事務、 ：五肢択一式50題 【教養試験 1時間40分】 農業、林業、土木、農業土木、 警察電気：五肢択一式40題 【専門試験 1時間30分】 農業、林業、土木、農業土木、 警察電気：五肢択一式30題 【作文試験 1時間】	【適性検査】 【口述試験】	

試験名	第 1 次 試 験 (筆記試験等)	第 2 次 試 験 (口述試験等)	受験資格の有無
警 察 官	【教養試験】 警察官 A・情報技術 2時間30分：五肢択一式50題 警察官 B・情報技術 2時間：五肢択一式50題 ※資格加点あり 【専門試験 1 時間30分 (情報技術のみ)】 情報技術：五肢択一式30題 【作文試験 1 時間】	【身体検査】 【体力検査】 【適性検査】 【口述試験】 【集団討論試験】 警察官 Aに限る。 【身体精密検査】	受験資格の有無、 申込書記載事項 等の真否につい て調査
市 町 村 立 小中学校等 事 務 職 員 (短大・高校卒程度、 社会人経験者)	【教養試験 2 時間】 五肢択一式50題 【作文試験 1 時間】	【適性検査】 【口述試験】	
障がい者対象	【教養試験 2 時間】 行政・事務・小中等事務 五肢択一式40題 (点字の場合は3 時間) 【専門試験 2 時間】 行政 五肢択一式40題 (点字の場合は3 時間) 【論文試験 1 時間】 行政 (点字の場合は1時間30分) 【作文試験 1 時間】 事務・小中等事務 (点字の場合は1時間30分)	【口述試験】	

(注) 論文・作文試験は、第2次試験として評価

(5) 名簿からの選択

人事委員会は、採用候補者名簿を試験区分毎に作成し、任命権者からの採用候補者の提示請求を受け、名簿から高得点順に提示し、任命権者は、そのうちから採用者を決定する。

表 3－4 名簿からの選択結果

試 験 区 分		令和7年度 名簿確定日	名 簿 登載者数	採用者数	辞退・無 応答者数	名簿残存 者 数
修士	生物工学	6/3	2	2	0	0
大学卒 程度試験	行政Ⅰ・警察行政	7/25	70	47	23	0
	技術Ⅰ (福祉Ⅰ・心理Ⅰ・農学Ⅰ・農業 土木Ⅰ・畜産Ⅰ・森林科学Ⅰ・ 土木Ⅰ・建築Ⅰ・電気Ⅰ・化学 Ⅰ・水産Ⅰ・警察機械Ⅰ)	7/7	13	7	6	0
	行政Ⅱ・福祉Ⅱ・心理Ⅱ・農学 Ⅱ・畜産Ⅱ・農業土木Ⅱ・森林 科学Ⅱ・土木Ⅱ・建築Ⅱ・電気 Ⅱ・機械Ⅱ	6/3	106	61	45	0
	福祉Ⅲ・心理Ⅲ・農学Ⅲ・畜産 Ⅲ・農業土木Ⅲ・森林科学Ⅲ・ 土木Ⅲ・建築Ⅲ・電気Ⅲ・機械 Ⅲ	12/22	67	9	0	58

試 験 区 分		令和7年度 名簿確定日	名 簿 登載者数	採用者数	辞退・無 応答者数	名簿残存 者 数
資格 免許 職試験	薬剤師Ⅰ・保健師Ⅰ・管理栄養 士Ⅰ・精神保健福祉士Ⅰ	7/7	7	6	1	0
	薬剤師Ⅱ・保健師Ⅱ・臨床検査 技師AⅡ	6/3	14	9	5	0
	薬剤師Ⅲ・臨床検査技師AⅢ	12/22	3	1	0	2
	司書	10/28	1	1	0	0
短大・高校卒程度試験（事務）		10/28	32	23	9	0
短大・高校卒程度試験（技術）		10/6	20	14	6	0
警察 官	AⅡ（男性・女性 1回目）	7/7	61	38	23	0
	B（男性・女性 1回目）		19	10	9	0
	AⅡ（男性・女性 2回目）	11/28	10	10	0	0
	B〔男性・女性・情報技術〕 2回目		48	44	4	0
小中 学校 事務 職員 等	大学卒程度	7/25	6	5	1	0
	短大・高校卒程度	10/28	3	3	0	0
	社会人経験者		3	2	1	0
障 がい 者 対 象	行政	11/28	1	1	0	0
	事務		0	0	0	0
	小中等事務		0	0	0	0

（注）大学卒程度試験（技術Ⅲ）及び資格免許職試験（薬剤師Ⅲ・臨床検査技師AⅢ）の名簿登載者のうち、大学3年生（薬剤師Ⅲは大学5年生）については、名簿残存者数に含めている。

2 昇任試験

表3－5 昇任試験実施状況

試 験 名	申込者数	受験者数（A）	合格者数（B）	競争率（A/B 倍）
警 部 昇 任 試 験	555	552	24	23.0
警 部 補 昇 任 試 験	756	751	41	18.3
巡査部長昇任試験	905	903	74	12.2
計	2,216	2,206	139	15.9

（注）試験実施の権限は、警察本部長に委任。

3 選考による採用

表 3－6 選考による採用の結果

職又は職種	知 事	教育委員会	警察本部長	計
部 長 相 当 職			1	1
次 長 相 当 職				
課 長 相 当 職	3 [14]	1 [30]		4 [44]
課 長 補 佐 相 当 職	2 [18]	[27]		2 [45]
主 査 相 当 職	23 [19]	[8]	2	25 [27]
主 任 相 当 職	19 [17]	[6]		19 [23]
主事・技師 (7条5の2号、8号及び9号以外)	2 [19]			2 [19]
保 育 士				
職 業 訓 練 指 導 員				
獣 医 師				
ヘリコプター整備士			1	1
史 学				
試 験 研 究	4			4
鑑 定 業 務 に 従 事 す る 職				
実 科 指 導 員			2	2
サイバー犯罪捜査官				
学 芸 員				
術 科 指 導 員				
任 用 替 え				
警 視			3	3
警 部			14	14
警 部 補			6	6
巡 査 部 長			3	3
巡 査			1	1
計	53 [87]	1 [71]	33	87 [158]

職又は職種	知 事	教 委	警 察	計
委 任 分	医 師	3		3
	管 理 栄 養 士	2		2
	保 育 士	1		1
	看 護 師	4		4
	助 産 師			
	歯 科 衛 生 士			
	農 業 技 手			
	衛 生 技 術 員			
	獣 医 師	6		6
	歯 科 技 工 士			
	作 業 療 法 士	1		1
	計	17		17

(注) 1 委任分は、任用規則第 47 条の規定に基づき任命権者へ選考の権限を委任した職についての数である。

2 []内の数字は、異種の職への異動で外数。

4 選考による昇任

表 3－7 選考による昇任の結果

任命権者 職又は職種	知 事	教育委員会	警察本部長	計
部 長 相 当 職	9			9
次 長 相 当 職	19	2	1	22
課 長 相 当 職	91	3	3	97
課 長 補 佐 相 当 職				
主 査 相 当 職				
主 任 相 当 職				
主 事 相 当 職				
警 視			15	15
警 部				
警 部 補				
計	119	5	19	143

任命権者 職又は職種		知 事	教 委	警 察	計
委 任 分	課 長 相 当 職				
	課長補佐相当職	93	28	8	129
	主 査 相 当 職	102	20	10	132
	主 任 相 当 職	114	36	9	159
	警 視			5	5
	警 部			20	20
	警 部 補			13	13
	巡 査 部 長			4	4
	計	309	84	69	462

(注) 委任分は、任用規則第 47 条の規定に基づき任命権者へ選考の権限を委任した職についての数である。

5 臨時的任用

任命権者は、任用規則第15条から第17条までの規定により常時勤務を要する職に欠員を生じた場合に、一定の条件に該当するときは、原則人事委員会の承認を得て、現に職員でない者を6月を越えない期間で臨時的任用を行うことができる。（ただし、更新は6月間内で1回限り）

表 3－8 臨時的任用の状況

区 分		知 事	教 委	警 察	計
人事委員会の承認を要する職	臨時的任用	13 事 10 技 3	148 事 23 技 5 学 98 栄 26 司 1	7 事 5 技 2	168
	臨時的任用期間の更新	9 事 2 技 7	131 事 22 技 5 学 81 栄 22 司 1	5 事 5	145
人事委員会の承認を要しない職	臨時的任用	8 事 3 技 3 研 2	1,661	0	1,669
	臨時的任用期間の更新	5 技 4 研 1	1,404	0	1,409

- (注) 1 は内訳で、

事

は事務系職員、

技

は技術系職員、

研

は研究員、

学

は小中学校事務職員、

栄

は小中栄養職員、

司

は司書である。
- 2 人事委員会の承認を要しない職とは、任用規則第15条第2項及び第16条第2項の場合の職をいう。

6 職員の派遣

(1) 外国の地方公共団体の機関等への派遣

外国等派遣条例に基づく外国の地方公共団体の機関等への職員の派遣状況は次のとおりである。

表 3 - 9 外国の地方公共団体の機関等への職員の派遣状況（令和 7 年度）

派遣職員所属 職 名	派 遣 先 機 関		派遣期間	派遣者数
	名 称	所 在 地		
可児市立広見小学校 教 諭	ミュージズ 小学校	パラオ	R6. 8. 5～ R8. 3. 20	1
岐阜県立中津高等学校 教 諭	ペタウケ・ボ ーディング 中等学校	ザンビア	R7. 7. 24～ R9. 3. 20	1

(2) 公益的法人等への派遣

公益的法人等派遣法並びに公益的法人等派遣条例及び公益的法人等派遣規則に基づく公益的法人等への職員の派遣状況は次のとおりである。

表 3 - 1 0 公益的法人等への職員の派遣状況（令和 7 年 5 月 1 日現在）

	派遣職員	退職派遣者	計
知 事	81 人	1 人	82 人
計	81	1	82

(3) 留学費用償還制度

留学費用償還条例及び留学費用償還規則に基づく職員の留学の実施及び留学費用の償還状況は次のとおりである。

表 3 - 1 1 職員の留学の実施及び留学費用の償還状況（令和 7 年度）

	留学職員	償 還 対 象 者	うち留学期間中 離職	うち留学期間終了 後 5 年内離職
知 事	1 人	0 人	0 人	0 人
計	1	0	0	0

第 4 給 与

第4 給与

人事委員会は、地公法の規定に基づき、人事行政に関する事項について調査研究を行うこととされている。職員の給与については、職員と類似の仕事をしている民間事業所の従業員の給与と、職員の給与とを直接比較できる資料を定期的に得ることが必要であることから、毎年4月を調査時点として職員及び民間給与の調査を実施している。これらの調査結果に加え、物価及び生計費などの労働経済指標の状況、国家公務員・他の地方公務員の状況なども参考として、地公法の規定に基づき、毎年、職員の給与について議会及び長に対し報告及び勧告を行っている。

また、地公法により、人事委員会は法律及び条例に基づき規則を定めることができることとされており、職員の給与についての法律及び条例が適切に施行されるよう規則を整備している。

1 職員給与の実態

当委員会が、令和7年4月1日現在で実施した「令和7年人事・給与統計調査」の主な調査結果は表4-1から表4-3までのとおりである。

表4-1 適用給料表別人員、平均年齢、平均経験年数

区分 給料表	適用人員	平均年齢	平均経験年数
全給料表	人 23,278	歳 40.8	年 18.4
行政職給料表	5,481	42.2	20.1
公安職給料表	3,553	38.5	17.3
教育職給料表（一）	19	53.2	28.0
教育職給料表（二）	4,171	40.8	18.0
教育職給料表（三）	9,469	40.6	17.8
教育職給料表（四）	26	49.7	25.2
研究職給料表	221	44.4	21.3
医療職給料表（一）	22	46.8	21.8
医療職給料表（二）	170	43.0	19.6
医療職給料表（三）	143	42.9	19.1
特定任期付職員給料表	3	62.3	42.0

（注） 第一号任期付研究員給料表及び第二号任期付研究員給料表の適用職員はいない。（以下、表4-2及び表4-3について同じ。）

表 4－2 適用給料表別、学歴別、性別人員構成比

給料表 区 分	計	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女
全 給 料 表	% 100.0	% 84.2	% 5.0	% 10.8	%	% 56.5	% 43.5
行 政 職 給 料 表	100.0	74.8	8.6	16.6		62.1	37.9
公 安 職 給 料 表	100.0	54.7	4.0	41.3		87.8	12.2
教育職給料表（一）	100.0	94.7	5.3			78.9	21.1
教育職給料表（二）	100.0	94.2	2.6	3.3		51.6	48.4
教育職給料表（三）	100.0	96.5	3.5			44.0	56.0
教育職給料表（四）	100.0	84.6	15.4			88.5	11.5
研 究 職 給 料 表	100.0	95.5	3.2	1.4		79.2	20.8
医療職給料表（一）	100.0	100.0				63.6	36.4
医療職給料表（二）	100.0	81.2	18.8			41.2	58.8
医療職給料表（三）	100.0	56.6	42.7	0.7		4.2	95.8
特定任期付職員給料表	100.0	33.3		66.7		100.0	

（注）構成比は、それぞれ四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

表 4－3 適用給料表別平均給与月額

給料表 区 分	給 料	地域手当	扶養手当	その他の手当	計
全 給 料 表	円 363,343	円 6,561	円 8,620	円 16,164	円 385,621
行 政 職 給 料 表	338,073	7,266	8,250	17,073	364,262
公 安 職 給 料 表	349,692	6,888	13,790	8,580	368,896
教育職給料表（一）	539,142	11,277	8,053	23,921	581,418
教育職給料表（二）	379,231	6,360	8,189	15,948	39,997
教育職給料表（三）	375,731	5,931	7,146	17,852	396,136
教育職給料表（四）	443,515	6,360	17,673	11,368	472,306
研 究 職 給 料 表	360,981	6,095	9,172	17,559	391,169
医療職給料表（一）	472,982	84,408	2,977	288,963	841,087
医療職給料表（二）	351,736	6,564	7,785	22,435	38,512
医療職給料表（三）	345,692	6,973	4,168	1,358	36,794
特定任期付職員給料表	571,000	12,281	－	－	533,540

（注） 1 給料には、給料の調整額、教職調整額及び給料の差額を含む。

2 その他の手当は、住居手当、管理職手当、初任給調整手当、特勤勤務手当（準ずる手当を含む。）、へき地手当（準ずる手当を含む。）、寒冷地手当、単身赴任手当（基礎額）及び義務教育等教員特別手当である。

2 民間給与の実態

○ 民間給与の調査

・ 令和7年職種別民間給与実態調査

職員の給与と民間従業員の給与とを比較検討するための基礎資料を得ることを目的として、人事院及び各都道府県等人事委員会との共同により、各調査対象事業所の協力を得て、次のとおり実施した。

- (1) 実地調査期間 令和7年4月23日から6月13日まで
- (2) 調査対象事業所 令和7年4月分給与の最終締切日現在において、企業規模50人以上でかつ、事業所規模50人以上の県内の888事業所
- (3) 調査対象職種 行政職相当職種 22職種、その他の職種 54職種 合計 76職種
- (4) 調査実人員 8,147人（うち、初任給関係職種516人）であるが、行政職に相当する調査実人員は7,473人である。なお、調査職種該当者(母集団)の推定数は53,303人であり、うち行政職に相当するものは42,906人である。
- (5) 主な調査結果 表4-4及び表4-5のとおり

表4-4 職種別、学歴別、企業規模別初任給の状況

職 種	学 歴	規模計 (100人以上)	500人以上	100人以上 500人未満	【参考】 100人未満
		円	円	円	円
新卒事務員・技術者計	大学卒	232,613	247,474	220,753	224,850
	短大卒	211,650	228,456	198,716	188,000
	高校卒	194,985	203,174	190,242	180,722
新 卒 事 務 員	大学卒	232,000	241,596	224,256	220,100
	短大卒	201,037	212,385	190,697	188,000
	高校卒	193,163	196,465	189,499	180,722
新 卒 技 術 者	大学卒	233,459	255,704	215,978	232,767
	短大卒	224,466	252,533	206,946	—
	高校卒	196,452	215,085	190,614	—

(注) 金額は、きまって支給する給与から、時間外勤務手当、家族手当、通勤手当等特定の者のみに支給される給与を除き、職員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

表 4－5 公民給与比較の職種の企業規模別平均給与

職 種	平均 年齢	規模計 (100人以上)	500人以上	100人以上 500人未満	【参考】 100人未満
	歳	円	円	円	円
支 店 長	54.3	658,351	658,351	—	—
工 場 長	54.9	784,968	774,140	840,734	—
事 務 部 長	53.0	611,597	705,514	550,721	536,133
技 術 部 長	52.4	586,640	628,709	563,714	530,620
事 務 部 次 長	50.6	553,869	601,450	508,562	530,576
技 術 部 次 長	52.2	605,097	695,545	544,116	440,106
事 務 課 長	50.2	501,167	568,194	457,556	432,748
技 術 課 長	49.7	529,834	579,476	469,585	457,057
事務課長代理	47.6	426,447	449,728	424,397	398,271
技術課長代理	49.2	489,552	537,513	437,369	353,266
事 務 係 長	45.2	376,226	388,445	366,117	354,256
技 術 係 長	46.1	418,741	449,168	376,678	366,243
事 務 主 任	43.0	332,565	359,225	308,455	309,812
技 術 主 任	42.6	372,277	402,126	331,191	318,556
事 務 係 員	37.8	280,726	296,174	267,259	269,011
技 術 係 員	36.4	312,474	339,989	282,999	237,968

(注) 金額は、きまって支給する給与から、時間外手当を除いたものである。

3 職員の給与に関する勧告

当委員会は、令和7年10月9日（木）議長及び知事に対し、地公法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与、勤務時間等について勧告した。

その主な内容は次のとおりである。

（１）給与勧告の骨子

○月例給、特別給（ボーナス）ともに引上げ

- ・ 職員の給与が民間従業員の給与を下回る較差（10,988円 2.91％）を解消するため、若年層に重点を置きつつ、中堅層以上の職員については昨年の改定率を上回る引上げ改定
- ・ 特別給（現行4.60月分）は、民間のボーナス（4.66月）を下回るため、0.06月分引上げ改定

（２）公民較差

① 調査対象

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の178事業所を調査。行政課題の複雑化

- ・ 多様化や厳しい人材獲得競争に対応した本年の人事院勧告等を踏まえ、公民給与の比較対象を企業規模「50人以上」から「100人以上」に見直し。

② 民間従業員の給与との比較（公民較差）

<月例給>

民間従業員と職員（行政職給料表適用職員）の4月分給与を調査し、給与決定要素を同じくすると認められる者同士の給与額を比較（ラスパイレス比較）

民間の給与（A）	職員の給与（B）	較差（A－B）
388,336円	377,348円	10,988円（2.91％）

<ボーナス>

令和6年8月から令和7年7月までの1年間の民間の支給実績（支給割合）と職員の年間支給月数を比較

民間の支給割合（A）	職員の支給月数（B）	差（A－B）
4.66月	4.60月	0.06月

（３）改定等の内容

令和7年4月公民較差に基づく改定

<月例給>

- ① 行政職給料表 国家公務員の俸給表の改定を参考に、初任給を始め若年層に重点を置き、全級全号給について給料表を引上げ改定

給料	はねかえり	計
10,716円	272円	10,988円（2.91％）

- ② その他の給料表 行政職給料表との均衡を基本に改定

＜期末・勤勉手当（ボーナス）＞

民間の支給割合に見合うよう引上げ。引上げ分は期末手当及び勤勉手当に均等に配分
(一般職員の場合の支給月数)

		6 月 期	12 月 期	計
改定後 (7 年度)	期末手当	1. 25 月	1. 275 月	2. 525 月
	勤勉手当	1. 05 月	1. 075 月	2. 125 月
	計	2. 30 月	2. 35 月	4. 65 月
改定後 (8 年度以降)	期末手当	1. 2625 月	1. 2625 月	2. 525 月
	勤勉手当	1. 0625 月	1. 0625 月	2. 125 月
	計	2. 325 月	2. 325 月	4. 65 月

＜その他＞

初任給調整手当（医師等） 国家公務員の改定状況に準じて引上げ改定

通勤手当（自動車等使用者）

- ・新たな距離区分の創設（現行：上限「70km以上 39,900円」から、改定後：上限「100km以上62,700円」）
- ・現行の中長距離区分の手当額の見直し 200円～7,300円までの幅で引上げ 等

宿日直手当 国家公務員の改定状況に準じて引上げ改定

特勤勤務手当等

- ・特勤勤務手当及びへき地手当と他の手当との減額調整の廃止
- ・準ずる手当の支給対象の拡大 等

（４）改定の実施時期等

この改定は、令和 7 年 4 月 1 日から実施すること。ただし、令和 7 年 12 月期の勤勉手当の支給割合の改定は、令和 7 年 12 月 1 日から、令和 7 年度以降の勤勉手当の支給割合の改定及び通勤手当の新たな距離区分の創設については、令和 8 年 4 月 1 日から実施すること。

（５）公務運営の改善等についての報告事項

- 人材の確保と活用
多彩で有為な人材の確保、人材の育成、能力・実績に基づく人事管理の推進
- 勤務環境の整備
長時間労働の是正、職員の健康管理、誰もが働きやすい職場環境づくり、ハラスメント防止対策
- ワーク・ライフ・バランスの推進
多様な働き方の推進、子育て、介護等の家庭生活と仕事の両立支援
- 公務員倫理の確立等

4 給与条例の実施

(1) 給与条例の改正

ア 令和7年第5回県議会定例会に提案、令和7年12月18日可決、令和7年12月23日条例第38号として公布された。

(改正概要)

- ① 給料表について、若年層に重点を置きつつ、中堅層以上の職員は昨年を上回る引上げを行い、全級全号給を引上げ
- ② 初任給調整手当について、支給月額の上限を引上げ
- ③ 通勤手当について、以下のとおり改正
 - ・現行の中長距離区分の手当額について200円～7,300円までの幅で引上げ(R7.4.1から実施)
 - ・62,700円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて人事委員会規則で定める額とする(R8.4.1から実施)
- ④ 宿日直手当について、支給上限額を引上げ
- ⑤ 期末・勤勉手当について、年間、6月期及び12月期の支給割合を改定
- ⑥ その他所要の規定の整理

イ 令和7年第5回県議会定例会に提案、令和7年12月18日可決、令和7年12月23日条例第48号として公布された。

(改正概要)

- ・教員に優れた人材を確保する必要性に鑑み、公立の義務教育諸学校等における働き方改革の一層の推進、組織的な学校運営及び指導の促進並びに教員の処遇の改善を図るため、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等が一部改正されたことに伴う改正
- ① 岐阜県教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関する条例の改正
 - ・教育職員に支給される教職調整額について、次のとおり引き上げる。
 - 【改正前】給料月額の100分の4に相当する額
 - 【改正後】給料月額の100分の10に相当する額
 - ・上記の引上げは、令和8年1月1日から毎年100分の1ずつ段階的に行う。
 - ・指導改善研修を受けている教員には、教職調整額を支給しない。
 - ② 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の改正
 - ・義務教育等教員特別手当について、次のとおり改正する。
 - 【改正前】月額8,000円を超えない範囲内で、職務の級及び号給に応じて、人事委員会規則で定める額
 - 【改正後】月額8,200円を超えない範囲内で、職務の級及び号給に応じ、人事委員会規則で定める校務の種類に係る業務の困難性その他の事情を考慮して、人事委員会規則で定める額
 - ・教育職給料表について、給料月額への加算額を引き上げ
 - ・義務教育等教員特別手当の改正に伴い、多学年学級担当手当を廃止

ウ 令和8年第1回県議会定例会に提案、令和7年3月25日可決、令和7年3月30日条例第4号として公布された。

(改正概要)

- ① 特勤勤務手当に準ずる手当及びへき地手当に準ずる手当について、新たに給料表の適用を受ける職員となった者を手当の支給対象とすることとした
- ② その他所要の規定の整理

(2) 給与に関する人事委員会規則の改正

ア 給与規則の一部改正

(ア) 令和7年6月1日 人事委員会規則第18号

- a 組織改正に伴う所要の規定整備
 - ・管理職手当(別表第1の3(第24条関係))

任命権者	機関	職	区分	変更内容
知事	本庁	ねんりんピック推進事務局総括監	2種	新設

b 施行日

公布の日（令和7年6月1日）

(イ) 令和7年7月4日 人事委員会規則第20号

- a 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の改正等に伴う所要の規定整備
・義務教育等教員特別手当の支給月額（別表第6及び別表第6の2（第48条の18関係）の改定

b 施行日

公布の日（令和8年7月4日）（令和7年4月1日適用）

(ウ) 令和7年7月29日 人事委員会規則第21号

- a 栄養士法の改正等に伴う所要の規定整備

- ① 栄養士法（昭和22年法律第245号）の改正により、管理栄養士を明記する規定の改正
② 組織改正に伴う所要の規定整備
・管理職手当（別表第1の3（第24条関係））

任命権者	機関	職	区分	変更内容
知事	知的障害者更生相談所	所長	2種	変更

b 施行日

公布の日（令和7年7月29日）（上記aの②は令和7年4月1日適用）

(エ) 令和7年12月23日 人事委員会規則第27号

- a 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び岐阜県教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関する条例改正に伴う所要の規定整備

- ① 特殊勤務手当（教育職員手当）（第37条）
・多学年学級担任手当（給与条例第20条第2項第1号及び第2号）の廃止に伴う規定整備
・給与条例第20条第2項第4項の業務（学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務）の額改正

業務内容		改正前	改正後
ロ	児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務	7,500円/日	8,000円/日
ハ	児童又は生徒に対する緊急の補導業務 （人事委員会で定めるものにあつてはロと同額）	3,750円/日	4,000円/日

- ② 義務教育等教員特別手当

- ・学級担任加算の新設等に伴う改正

b 施行日

令和8年1月1日

(オ) 令和7年12月25日 人事委員会規則第28号

- a 勤勉手当（第57条の5）、初任給調整手当（別表第2〔第25条の7関係〕、付則別表〔付則第19項関係〕）及び宿日直手当（第34条）の改正

- ① 勤勉手当（第57条の5）

令和7年12月期以降の勤勉手当の支給割合の改正に伴い、勤勉手当の成績率の範囲を改正

- ② 初任給調整手当（別表第2〔第25条の7関係〕、付則別表〔付則第19項関係〕）

医療職給料表（一）の引上げ改定に伴い、別表で定められた支給額を改正

- ③ 宿日直手当（第34条）

給与条例に定める勤務1回に係る支給限度額（上限額）の引上げに伴い、規則で規定している各業務の手当額を改正

手当の額			現行の額	改定後の額	引上げ額
第 2 項	第 1 号該当		4, 400円	4, 700円	300円
	第 2 号該当		21, 000円	22, 500円	1, 500円
	第 3 号該当		7, 400円	7, 700円	300円
	第 4 号該当		6, 100円	6, 400円	300円
	第 5 号該当		6, 900円	7, 200円	300円
	6 号該当	宿直勤務	5, 300円	5, 600円	300円
		(半日勤務日)	(8, 350円)	(8, 800円)	(300円)
		日直勤務	6, 100円	6, 400円	300円
	7 号該当		5, 500円	5, 800円	300円
第 4 項該当			22, 000円	23, 500円	1, 500円

b 施行日

公布の日（令和7年12月25日）

（上記aの①は令和7年12月1日、上記aの②及び③は令和7年4月1日適用）

(カ) 令和8年2月24日 人事委員会規則第2号

a 特地勤務手当等の見直しに伴う所要の規定整備

① 特地勤務手当等の額の算定方法の見直し

- ・特地勤務手当（第44条）の支給月額の算定方法を、現に受ける給料及び扶養手当の月額×級地別支給割合に改正
- ・特地勤務手当に準ずる手当（第44条の2）の支給月額の算定方法を、現に受ける給料及び扶養手当の月額×級地別支給割合に改正

② 地域手当との調整措置の廃止

- ・地域手当支給地域に所在する特地公署に勤務する場合に、地域手当分を特地勤務手当から減額する措置を廃止
- ・地域手当支給地域に所在するへき地学校に勤務する場合に、地域手当分をへき地手当（第44条の5）から減額する措置を廃止

b 施行日

公布の日（令和8年2月24日）（令和7年4月1日適用）

(キ) 令和8年3月30日 人事委員会規則第5号

a 特地勤務手当に準ずる手当（第44条の3）及びへき地手当に準ずる手当（第44条の7）

- ・特地公署等又はへき地学校等への採用に伴い転居した職員を新たに手当支給対象とする

b 施行日

公布の日（令和8年3月30日）（令和7年4月1日適用）

(ク) 令和8年4月1日 人事委員会規則第8号

a 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の改正等に伴う所要の規定整備

① 扶養手当（第26条の2、第1号様式）

- ・子（19歳以上23歳未満）の所得限度額を年額130万円未満から150万円未満に引上げ

- ② 通勤手当（第29条の9の2、第2号様式の4の2）
- ・給与条例第12条の6第2項第2号で規定していた自動車等使用者の使用距離の区分ごとの通勤手当額に係る表を条例から規則に移行
 - ・使用距離の区分の上限を、現行の70キロメートル以上（47,200円）から、100キロメートル以上（62,700円）とし、72キロメートル以上の区分を新設
- ③ 宿日直手当（第34条）
- ・県庁舎における精神障害者等に関する通報への対処のための当直勤務の新設
- ④ 特殊勤務手当（第38条の10、第38条の13及び第38条の18）
- ・食肉検査業務手当（第38条の10）
環境エネルギー生活部岐阜地域環境室を廃止し、岐阜地域環境事務所を新設
 - ・有害物取扱手当（第38条の12）
水産研究所の建制順の変更
 - ・環境監視手当（第38条の18）
環境エネルギー生活部岐阜地域環境室を廃止し、岐阜地域環境事務所を新設
- ⑤ 期末手当（第54条及び第54条の2）
- ・在職期間算入に係る規定の整理
- ⑥ 勤勉手当（第57条の5）
- ・令和8年6月期以降の職員区分別の成績率を6月期と12月期で同率に改正
- ⑦ 管理職手当（別表第1の3（第24条関係））

<知事>

機 関	職	区 分	変更内容
本庁	知事公室長	1 種	新設
	都市公園・交通局長→リニア未来都市局長		改称
	秘書広報統括監		廃止
	ねんりんピック推進事務局長 ねんりんピック推進事務局総括監	2 種	廃止
	水産振興企画監 ※企画監等を含む	2 種	廃止
		4 種	新設
	岐阜地域環境室長 ねんりんピック推進事務局次長	2 種	廃止
県事務所	西濃県事務所の出納課長	4 種	新設
		6 種	廃止
県税事務所	東濃県税事務所の総務課税課長	4 種	新設
		6 種	廃止
岐阜地域環境事務所	所長	4 種	新設
保健所	岐阜保健所の副所長	2 種	廃止
		4 種	新設
岐阜県行政組織規則 第五十四条に規定する 試験研究機関	畜産研究所の所長	2 種	新設
		4 種	新設
	保健環境研究所の所長 産業技術総合センターの所長 ※当該機関の長を含む 産業技術総合センターの副所長（行政職給料表の適用を受ける副所長に限る。）	2 種	廃止
		4 種	新設
		2 種	廃止
衛生専門学校	課長	6 種	廃止（補佐級へ）
看護専門学校	副校長	6 種	新設
	課長		廃止（補佐級へ）
精神保健福祉センター	副所長	2 種	新設
	保健福祉課長	4 種	廃止
		6 種	新設

食肉衛生検査所	食肉検査課長	6 種	廃止（補佐級へ）
子ども相談センター	保護課長	6 種	新設
	中濃子ども相談センターの家庭支援課長		廃止（補佐級へ）
	判定課長		
	飛騨子ども相談センターの家庭支援課長		
わかあゆ学園	園長	2 種	新設
		4 種	廃止
	総務課長	4 種	廃止
		6 種	新設
女性相談支援センター	相談支援課長	6 種	新設
国際たくみアカデミー	副校長	2 種	新設
障がい者総合就労支援センター	部長	4 種	新設
		6 種	廃止
障がい者職業能力開発校	総務部長、訓練部長→部長	6 種	記載変更
情報科学芸術大学院大学	課長	4 種	新設
		6 種	廃止
図書館	副館長（総務課長を兼ねる副館長を除く。）	4 種	新設
文化財保護センター	調査課長 ⇒全課長管理職化により「課長」に改称	6 種	改称
農林事務所	揖斐農林事務所の総務課長を兼ねる副所長 可茂農林事務所の総務課長を兼ねる副所長 恵那農林事務所の総務課長を兼ねる副所長	2 種	廃止
	揖斐農林事務所の総務課長 郡上農林事務所の総務課長 可茂農林事務所の総務課長	4 種	新設
		6 種	廃止
		4 種	廃止
	恵那農林事務所の農地整備課長	4 種	廃止
		6 種	新設
農業大学校	総務課長	4 種	廃止（補佐級へ）
家畜保健衛生所	東濃家畜保健衛生所の保健衛生課長 ⇒全課長管理職化により「課長」に改称	6 種	改称
土木事務所	揖斐土木事務所の総務課長	4 種	新設
		6 種	廃止

建制順の変更により「旅券センター」の記載順を変更

<教育委員会>

国際園芸アカデミー	総務課長	4 種	新設
		6 種	廃止

⑧ へき地手当（別表第 5（第44条の 5 関係））

- ・小中学校の統廃合に伴う所要の規定整備

⑨ 地域手当（令和 7 年改正規則附則別表（附則第 3 項、附則第 5 項関係））

- ・経過措置期間中における支給地域及び地域ごとの級地区分等の規定を整備

b 施行日

公布の日（令和 8 年 4 月 1 日）

イ 初任給規則の一部改正

(ア) 令和 7 年 7 月 29 日 人事委員会規則第 22 号

a 栄養士法の改正等に伴う所要の規定整備

- ・栄養士法（昭和 22 年法律第 245 号）の改正により、栄養士免許を有しない管理栄養士が生じることから、管理栄養士を明記する規定の改正。

b 施行日

公布の日（令和 7 年 7 月 29 日）

(イ) 令和 7 年 10 月 24 日 人事委員会規則第 26 号

a 令和 6 年 12 月の人事委員会勧告に伴う所要の規定整備

- ・令和 6 年 12 月の給与制度のアップデートに伴う勧告により、令和 7 年 4 月 1 日から行政職給料表 8 級及び 9 級をはじめ、給料表の一部の級の号給が以下のとおり大きくり化された。
- ・これに伴い、昇給制度については「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級及び 9 級であるもの」並びに「同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するもの」については、当該職員の勤務成績が特に良好である場合に限り行うもの等とした勧告に伴い、規定整備を行う。

<大きくり化した給料表とその級及び改正後の号給数>

給料表	級	改正前号給表	改正後号給表	削減号給表
行政職	9 級	4 1	9	△ 3 2
	8 級	4 5	9	△ 3 6
公安職	9 級	4 5	9	△ 3 6
教育職（一）	5 級	8 1	1 7	△ 6 4
教育職（四）	4 級	9 7	1 7	△ 8 0
	5 級	4 9	9	△ 4 0
研究職	5 級	7 3	1 4	△ 5 9
医療職（一）	4 級	6 5	1 0	△ 5 5

- ・改正については、昇給に係る特定職員と一般職員（特定職員以外の職員）を区別しない形で規定するとともに、大きくり化した給料表となる行政職給料表 8 級以上の職員と同給料表 7 級以下の職員、また同等とされる同表以外の各給料表の級の職員の昇給号給数表を別にするなどの規定整備を行う。

b 施行日

公布の日（令和 7 年 10 月 24 日）

(ウ) 令和 8 年 3 月 27 日 人事委員会規則第 4 号

a 組織改正等に伴う所要の規定整備

- ・級別職務表（第 3 条関係）の改正

○行政職給料表級別職務表（別表第 1 イ）

<警察本部長>

機関	職	職務の級	変更内容
警察本部	参事官	8 級	新設
	総務室長		廃止

○公安職給料表級別職務表（別表第 1 ロ）

<警察本部長>

警察本部	総務室長	9 級	新設
	警衛警護室長	7 級	新設

○研究職給料表級別職務表（別表第 1 ヘ）

<警察本部長>

警察本部	参事官	5 級	新設
------	-----	-----	----

b 施行日

公布の日（令和8年3月27日）

ただし、別表第1ロの表の7級改正規定（「警衛警護室長」の新設）については、令和8年4月1日から施行。

(エ) 令和8年4月1日 人事委員会規則第11号

a 組織改正等に伴う所要の規定整備

・級別職務表（第3条関係）の改正

○行政職給料表級別職務表（別表第1イ）

<知事>

機関	職	職務の級	内容
本庁	知事公室長	9級	新設
	秘書広報統括監		廃止
	ねんりんピック推進事務局長	8級	廃止
	岐阜地域環境室長	6級	廃止
	ねんりんピック推進事務局次長		
県税事務所	所長→ 所長（岐阜県税事務所、西濃県税事務所及び東濃県税事務所の所長に限る。）	8級	変更
	困難な業務を行う所長（岐阜県税事務所、西濃県税事務所及び東濃県税事務所の所長を除く。）	7級	新設
	所長（岐阜県税事務所、西濃県税事務所及び東濃県税事務所の所長を除く。）	6級	新設
岐阜地域環境事務所	困難な業務を行う所長	7級	新設
	所長	6級	新設
衛生専門学校	困難な業務を行う副校長	7級	新設
	副校長	6級	新設
	課長	6級→ 4級	変更
	困難な業務を行う課長	5級	新設
看護専門学校	困難な業務を行う副校長	7級	新設
	副校長	6級	新設
	課長	6級→ 4級	変更
	困難な業務を行う課長	5級	新設
精神保健福祉センター	副所長	6級	新設
子ども相談センター	所長（中央子ども相談センターの所長に限る。）	8級	新設
	困難な業務を行う所長→ 困難な業務を行う所長（中央子ども相談センターの所長を除く。）	7級	変更
	所長→ 所長（中央子ども相談センターの所長を除く。）	6級	変更
	保護課長	5級→ 6級	変更
	中濃子ども相談センターの家庭支援課長	5級→ 6級	変更

	判定課長	6級→ 5級	変更
	飛驒子ども相談センターの家庭支援課長	6級→ 5級	変更
女性相談支援センター	課長	6級	新設
国際たくみアカデミー	副校長	6級	新設
産業技術総合センター	困難な業務を行う副所長	7級	廃止
	副所長	6級	廃止
図書館	副館長→	8級	変更
	副館長（総務課長を兼ねるものに限る。）		
	副館長（総務課長を兼ねるものを除く。）	6級	新設
文化財保護センター	課長（総務課長に限る。）→ 課長	6級	変更
	困難な業務を行う課長（総務課長を除く。）	5級	廃止
	課長（総務課長を除く。）	4級	廃止
農業大学校	課長（教務課長を除く。）→ 課長（園芸指導課長及び畜産指導課長に限る。）	6級	変更
	課長（教務課長に限る。）→ 課長（園芸指導課長及び畜産指導課長を除く。）	5級	変更
家畜保健衛生所	飛驒家畜保健衛生所の保健衛生課長	6級	新設
	東濃家畜保健衛生所の保健衛生課長	5級	廃止
東部広域水道事務所	所長	8級→ 6級	変更
	困難な業務を行う所長	7級	新設

- ・「旅券センター」、「水産研究所」の記載順を変更

<教育委員会>

国際園芸アカデミー	副学長	8級→ 6級	変更
	困難な業務を行う副学長	7級	新設

○医療職給料表（二）級別職務表（別表第1チ）

<知事>

保健所	困難な業務を行う副所長	7級	廃止
	副所長	6級	廃止
食肉衛生検査所	困難な業務を行う飛驒食肉衛生検査所の食肉検査課長	7級	廃止
	飛驒食肉衛生検査所の食肉検査課長	6級	廃止
	課長（飛驒食肉衛生検査所の食肉検査課長を除く。）→ 課長	5級	変更
家畜保健衛生所	困難な業務を行う東濃家畜保健衛生所の保健衛生課長	7級	新設
	困難な業務を行う中央家畜保健衛生所及び飛驒家畜保健衛生所の保健衛生課長		廃止

	東濃家畜保健衛生所の保健衛生課長	6 級	新設
	中央家畜保健衛生所及び飛驒家畜保健衛生所の保健衛生課長		廃止
	課長	5 級	廃止

ｂ 施行日

公布の日（令和 8 年 4 月 1 日）

ウ 給与の支払監理等に関する規則

改正なし

（３）給与に関する通達等の改正等

給与条例等の実施に関し必要な事項について、表 4－6 のとおり改正等を行った。

表 4－6 給与に関する通達等の改正等の概要

通達等の題名	発出日	内 容
岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則第三十八条第一号の規定による 昇給の取扱いについて（通知）の一部改正について（通知）	R7. 4. 25 人委第34号	・ 人事院規則 9－8（初任給、昇格、昇給等の基準）第39条第 1 号（人事院承認済）の一部改正に伴う所要の規定整備
給与条例の運用方針について（通達）の一部改正について	R7. 9. 30 人委第92号	・ 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）に伴う改正
給与条例施行規則の運用方針について（通達）の一部改正について	R7. 9. 30 人委第93号	・ 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）に伴う改正
「一般職の任期付職員の採用等に関する運用について（通知）」の一部改正について	R7. 9. 30 人委第95号	・ 業績手当（第 6 項）に係る規定の削除
運賃等の値上げ等又は通勤所要回数の変動に伴う通勤手当に係る届出の取扱いについて（通知）	R7. 9. 30 人委第97号	・ 通勤手当の高速道路等利用の場合の特別料金を全額支給に改正したことに伴う所要の整理
岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則等の一部を改正する規則（令和 7 年岐阜県人事委員会規則第16号）附則第 6 項及び第 7 項の規定による通勤手当に関する経過措置の運用方針について（通知）	R7. 9. 30 人委第98号	・ 改正規則附則第 7 項に規定する通勤手当を支給する場合に通勤手当経過措置支給調書を作成するよう規定
「岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則及び「岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の運用方針について（通達）」の一部改正について」の施行に伴う経過措置について（通知）」の一部改正について（通知）	R7. 9. 30 人委第99号	・ 通勤手当及び単身赴任手当の記載の削除
岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則（令和 7 岐阜県人事委員会規則第26号）の運用について（通知）	R7. 10. 24 人委第251号	・ 令和 6 年12月の人事委員会勧告に伴う所要の規定整備

給与条例の運用方針について（通達）の一部改正について	R7. 12. 23 人委第303号	・ 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行により、「岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例」の改正等に伴う所要の規定整備
給与条例施行規則の運用方針について（通達）の一部改正について	R7. 12. 23 人委第305号	・ 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行により、「岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例」の改正等に伴う所要の規定整備
給与条例等の改正に伴う差額の支給等について（通知）	R7. 12. 25 人委第303号	・ 給与条例の一部改正に伴う既に支給された給与との差額の支給等について留意点を通知
給与条例施行規則の運用方針について（通達）の一部改正について	R8. 2. 24 人委第365号	・ 特勤手当及び特勤手当勤務手当に準ずる手当の額の算定方法の見直しに伴う規定整理
給与条例の運用方針について（通達）の一部改正について	R8. 3. 30 人委第435号	・ 特勤公署等への採用に伴い転居した職員を新たに特勤勤務手当の支給対象としたことに伴う所要の整理
給与条例施行規則の運用方針について（通達）の一部改正について	R8. 3. 30 人委第438号	・ 特勤公署等への採用に伴い転居した職員を新たに特勤勤務手当に準ずる手当及びへき地手当に準ずる手当の支給対象としたことに伴う所要の整理
復職時等における号給の調整の運用について（通知）の一部改正について（通知）	R8. 3. 31 人委第425号	・ 給実甲第192号（復職時等における号俸の調整の運用について）の一部改正に伴う所要の規定整備
岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の運用について（通知）の一部改正について（通知）	R8. 3. 31 人委第428号	・ 給実甲第326号（人事院規則 9—8（初任給、昇格、昇給等の基準）の運用について）の一部改正に伴う所要の規定整備
復職時等における号給の調整の運用について（通知）の一部改正について（通知）	R8. 3. 31 人委第429号	・ 令和 6 年12月の人事委員会勧告に伴う所要の規定整備
岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の運用について（通知）の一部改正について（通知）	R8. 3. 31 人委第430号	・ 令和 6 年12月の人事委員会勧告に伴う所要の規定整備
岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の運用について（通知）の一部改正について（通知）	R8. 3. 31 人委第431号	・ 給実甲第326号（人事院規則 9—8（初任給、昇格、昇給等の基準）の運用について）の一部改正に伴う所要の規定整備
民間企業等からの採用時の給与決定等の柔軟な運用について（通知）	R8. 3. 31	・ 民間企業等から職員を採用する場合は、採用される者の民間企業等における経験を十分に考慮して給与を決定することを通知
給与条例の運用方針について（通達）の一部改正について	R8. 4. 1 人委第439号	・ 扶養手当の経過措置期間終了に伴う整理 ・ 給与規則第29条の 9 の 2 にて自動車等使用者に係る通勤手当について、使用距離の区分、及び使用距離の区分に応じた支給額を定めたことに伴う文言整理
給与条例施行規則の運用方針について（通達）の一部改正について	R8. 4. 1 人委第440号	・ 扶養手当の経過措置期間終了に伴う整理 ・ 扶養手当の19歳以上23歳未満の扶養親族の所得限度額を年額130万円未満から150万円未満に上げたことに伴う所要の整理 ・ 給与規則第29条の 9 の 2 にて自動車等使用者に係る通勤手当について、使用距離の区分、及び使用距離の区分に応じた支給額を定めたことに伴う文言整理

(4) 給与の運用承認

給与の運用について承認等したもののうち、主なものは、表4-7から表4-12までのとおりである。

ア 初任給、昇格、昇給等の承認

表4-7 新たに職員となった者の職務の級の決定及び昇格の承認

給料表		行政			公安		教一	教(二)		教(三)		教四	研究	医(一)		医二	医(三)		計
職務の級		7	8	9	8	9	5	3	4	3	4	5	5	3	4	7	6	7	
任命権者	知事	23	3													2			28
	教委	5						1	2	29	23								55
	警察	4			11	7							1						23
計		32	3		11	7		1	2	29	23		1			2			56

(注) 1 表中上段の数字は初任給規則第10条（新たに職員となった者の職務の級）第1項第1号の規定により承認した人数、下段の数字は同規則第19条（昇格）第1項第1号の規定により承認した人数である。

2 表以外に、校長及び教頭の昇格に係る包括承認分として総数で126人である。

表4-8 人事交流等による異動、特殊の職への採用の場合の給料月額及び特定の職員の給料月額並びに初任給規則により難しい場合の給料月額の決定の承認

給料表		行政	公安	教(一)	教(二)	教(三)	教(四)	研究	医(一)	医(二)	医(三)	計
任命権者	知事	34						7		3	2	46
	教委	100			9	15						124
	警察	2	27									29
計		136	27		9	15		7		3	2	199

(注) 初任給規則第16条（人事交流等により異動した場合の号給）、第17条（特殊の職に採用する場合等の号給）、第18条（特定の職員についての号給）、第47条（この規則（初任給規則）により難しい場合の措置）及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条第3項の規定により承認した人数である。

表 4－9 給料表の適用を異にする異動をした職員の職務の級及び給料月額の設定の承認

異動前	異動後	行政				教(二)			教(三)			研究		医(一)		医(二)		医(三)		計
		7	8	9	他級	3	4	他級	3	4	他級	5	他級	4	他級	7	他級	6	他級	
知事	行政																			
	研究																			
	医(一)																			
	医(二)																			
	医(三)																			
教委	行政																			
	教(二)																			
	教(三)																			
警察																				
計																				0

(注) 1 初任給規則第26条（給料表の適用を異にする異動の場合の職務の級）又は第27条（給料表の適用を異にする異動をした職員の号給）の規定により承認した人数である。

2 職務の級は、異動後のものである。

3 表以外に、校長及び教頭への発令に伴う給料表異動に係る包括承認分として総数で88人である。

イ 管理職手当を支給する職の承認

表 4－10 管理職手当の支給の特例の承認

(a) 支給割合の特例の承認	2
(b) 職の特殊性による支給の特例の承認	0

(注) (a) は給与規則第24条（ただし書を含む。）の規定により、(b) は同規則第24条の2の規定により承認した人数である。

ウ 単身赴任手当の支給の承認

表 4－11 単身赴任手当の支給の特例の承認

(a) やむを得ない事情に係る承認	0
(b) 通勤困難に係る承認	0
(c) 職務の遂行上居住すべき公舎を指定される職員についての承認	0
(d) 権衡職員の特別の事情に係る承認	1
(e) 人事交流で職員となった者に対する承認	0
(f) 県の必要により採用した職員に係る承認	0

(注) (a) は給与規則第29条の14の規定により、(b) は同規則第29条の15の規定により、(c) (d) (e) (f) は同規則第29条の17の規定により承認した人数である。

エ 期末・勤勉手当の支給の承認

表 4－12 期末・勤勉手当の支給の承認

(a) 期末・勤勉手当の算定基礎額につき加算を受ける職の承認	8
--------------------------------	---

(注) (a) は同規則第52条の2の規定により承認した人数である

5 会計年度任用職員の報酬等に関する条例の実施

(1) 会計年度任用職員の報酬条例の改正

- (ア) 令和7年10月15日 条例第27号
- a 岐阜県職員等旅費条例の一部改正に伴う規定の整理
 - b 施行日 令和8年10月1日

(2) 会計年度任用職員の報酬等に関する条例施行規則の改正

- (ア) 令和7年12月25日 人事委員会規則第30号
- a 会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給割合に係る規定整備
 - b 施行日
公布の日（令和7年12月25日）（令和7年12月1日適用）
- (イ) 令和8年4月1日 人事委員会規則第14号
- a 常勤職員の給与制度が改正されること等に伴う所要の規定整備
 - ① 通勤に係る費用弁償（第37条、第5号様式）
 - ・給与条例第12条の6第2項第2号で規定していた「自動車等使用者の使用距離の区分ごとの通勤手当額に係る表」を給与条例から給与規則に移行したことに伴う規定整理
 - ② 勤勉手当（第50条）
 - ・令和8年6月期以降の勤勉手当の成績率を6月期と12月期で同率にする
 - ③ 地域手当報酬（第16条）
 - ・経過措置期間中における支給地域及び地域ごとの級地区分等の規定を改正
 - b 施行日
公布の日（令和8年4月1日）

(3) 会計年度任用職員の報酬等に関する通達等の改正

通達等の題名	発出日	内 容
報酬条例施行規則の運用方針について（通達）の一部改正について	R7.9.30 人委第96号	・給与条例第12条の6第3項（高速道路等の特別料金負担分の支給）の規定を準用して通勤手当分の費用弁償を支給される会計年度任用職員との権衡上必要があると認められる者について、給与規則改正に併せ改正

(4) 会計年度任用職員の報酬等の運用承認

報酬の基本額について、報酬条例第2条第4項に基づき承認したものは、表4-13のとおりである。

表4-13 職務の性質その他特別の事情により、別に定める報酬の基本額の承認

(a) 週の正規の勤務時間が29時間以外で、勤務時間数を反映した報酬にする必要があるもの	
(b) 手当等を報酬に上乗せ又は報酬から差し引く必要があるもの	0
(c) 給料表以外の単価等を基準にする必要があるもの	1
(d) 別に報酬が指定されているもの	0
(e) 特定の給料表号給を基準にする必要があるもの	0
(f) 規則施行前の報酬水準を維持する必要があるもの	0

(注) 複数項目に重複して該当する場合も計上。

6 退職手当条例の実施

(1) 退職手当条例の改正

改正なし

(2) 退職手当規則の改正

(ア) 令和7年5月30日 人事委員会規則第17号

- a 刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）施行に伴う所要の規定整備（「禁錮」を「拘禁刑」に改める）

b 施行日

令和7年6月1日

(イ) 令和7年9月30日 人事委員会規則第25号

- a 国家公務員退職手当法の規定による退職手当の支給制限等に係る書面の様式を定める内閣官房令の一部を改正する内閣官房令（令和7年内閣官房令第8号）により、国の関係様式が行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に則した文言となるよう改正されたことに伴う様式の改正

b 施行日

令和7年10月1日

7 旅費条例の実施

(1) 旅費条例の改正

ア 令和7年第3回県議会定例会に提案、令和7年10月9日可決、令和7年10月15日条例第27号として公布された。

(改正概要)

- ・国内外の経済社会情勢の変化に対応するため、旅費の計算等に係る規定の簡素化や旅費の支給対象の見直しを行った国家公務員の旅費支給に関する取扱いを踏まえ、自家用車使用時の単価変更のほか、一部種目整理に合わせて定額支給から実費支給に変更する等、全体的な旅費制度の見直しを実施

イ 施行日

令和8年10月1日

(2) 旅費規則の改正

改正なし

(3) 旅費支給の特例承認

- | | |
|-----------------------|-----|
| ・ 宿泊料等の増額調整承認 | 88件 |
| ・ 警察本部人事異動に伴う移転料の特例承認 | 4件 |
| ・ その他 | 6件 |

第 5 服務及び勤務条件

第 6 公平審査及び苦情処理

第 7 職員団体

第 8 受託公平委員会事務

第 9 労働基準監督

第5 服務及び勤務条件

1 職務専念義務の免除

令和7年度における職務に専念する義務の特例に関する規則第2条第10号の規定に基づく承認状況は、次のとおりである。

○個別承認

(承認件数)

項 目	知 事	教 委	警 察	計
役員等従事	5			5
体育競技大会参加		11		11
その他	1			1
計	6	11		17

2 営利企業等の従事制限

(1) 従事許可の状況

令和7年度の各任命権者における地公法第38条第1項の規定に基づく営利企業等の従事許可の状況は、次のとおりである。

(報告件数)

項 目	知事	教委	警察	林政	他	計
営利企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等を兼ねること	5					5
自ら営利企業を営むこと	1		2		1	4
報酬を得て事業又は事務に従事すること	30	10	13	56	5	114
計	36	10	15	56	6	123

(2) 営利企業等の従事制限に関する通達等の改正

国家公務員の兼業制度の見直しをうけて、規則運用方針の改正を行った。

内 容	・国家公務員における自営兼業制度の見直しに合わせ、「職員が有する知識・技能をいかした自営兼業」及び「社会貢献に資する自営兼業」の許可基準を新設し、自営兼業の申請・許可が必要な不動産賃貸及び太陽光電気の販売の範囲を見直し。 ・上述の許可基準新設に伴い、異動等による自営の許可に対する影響を考慮して、異動等した又は自営の内容に変更があった兼業許可職員に対し、再申請を義務付け。 ・改正内容も含めた規則運用方針の内容に反しない限り、任命権者が自営の許可に関する必要事項を定めることを認容。
-----	---

3 勤務時間、休暇及び休業

○岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正に伴い、規則及び条例運用方針の改正を行った。

内 容	・介護休暇又は介護時間を請求した場合において、勤務時間の始め又は終わりに限り承認可能とする取扱いを廃止する。 ・本人又は配偶者の妊娠又は出産等を申し出た職員及び3歳に満たない子を養育する職員に対し、制度利用に係る意向確認等をする際の運用について規定。
-----	--

○岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則及び規則運用方針を改正し、夏季休暇の日数を４日から６日に変更した。

○地方公務員の育児休業等に関する法律の改正及び岐阜県職員の育児休業等に関する条例の一部改正（部分休業制度の拡充）に伴い、規則及び運用方針の改正を行った。

内 容	部分休業の承認の請求、申出及び変更の手続等について規定の整理を行う。 <部分休業制度の拡充の概要> 【改正前】１日につき２時間の範囲内の休業 【改正後】１日につき２時間の範囲内の休業の形態に加え、１年につき10日相当内の休業の形態を設けることとし、職員はいずれかの形態を選択可能とする。
-----	---

第６ 公平審査及び苦情処理

１ 不利益処分に関する不服申立て、審査請求

令和７年度における事案についての審理状況は、次のとおりである。

事 案 名	不 服 申立人	申 立 事 項	申立年月日	審理状況
昭和49年（不） 第１号～第1899号事案	教員	懲戒（減給、戒告）処分取消	S49. 3. 28	係属中（1432件） ※467件取り下げ
昭和50年（不） 第１号～第557号事案	教員	懲戒（減給、戒告）処分取消	S50. 5. 21	係属中（477件） ※80件取り下げ
令和５年（審） 第１号事案	教員	懲戒（停職）処分の取消	R5. 6. 28	R7. 7. 7裁決 （棄却）
令和６年（審） 第１号事案	教員	懲戒（戒告）処分の取消	R6. 3. 19	係属中
令和７年（審） 第１号事案	事務職員	分限（免職）処分の取消	R7. 3. 14	係属中

２ 勤務条件に関する措置要求

令和７年度における事案についての審理状況は、次のとおりである。

事 案 名	措 置 要求者	要 求 事 項	要求年月日	審理状況
令和６年（措） 第２号事案	研究員	宿直・日直勤務許可の取消し	R6. 10. 28	R7. 9. 19判定 （棄却）
令和７年（措） 第１号事案	教員	永年勤続表彰及び他県計画 交流にかかる特別昇給	R7. 3. 11	R7. 9. 9 取下げ
令和８年（措） 第１号事案	事務職員	単身赴任手当の支給	R8. 2. 25	係属中

3 公務災害補償の審査

令和7年度においては、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律第5条第1項の規定による公務災害補償に関する審査の請求はなかった。

4 苦情処理

令和7年度における職員からの勤務条件その他の人事管理に関する苦情及び相談の状況は、次のとおりである。

区 分	相談 件数	処理 件数	処 理 区 分						未処理 件数
			制度説明 又は助言	相談内容 を当局へ 伝達	調査結果 を相談者 へ報告	あつせん	打ち切り	その他	
任用・転任関係	2	2		2					0
給与・旅費関係	2	2	2						0
勤務時間・休暇関係	2	2		2					0
服 務 関 係	1	1		1					0
ハラスメント・ いじめ関係	0	0							0
懲戒・分限処分関係	1	1	1						0
そ の 他	1	1		1					0
合 計	9	9	3	6	0	0	0	0	0

相談の 受付方法	項 目	件数
	電 話	5
	面 談	3
	手 紙	0
	電子メール	1
	合 計	9

第 7 職員団体

1 管理職員等の範囲

地公法上、管理職員等とそれ以外の職員とは同一の職員団体を組織することはできない。この管理職員等の範囲は、中立公正かつ専門的機関により確認し、公示する必要があるため、人事委員会規則（管理職員等の範囲を定める規則）で規定している。

2 職員団体の登録等

（１）登録の処理

登録されている職員団体は 7 団体であり、これらの団体について 5 件の変更登録を行った。

団 体 名	登録年月日	法人年月日	変更事項	変更年月日	解散年月日
可児都市学校職員組合	S41. 9. 28				
岐阜県学校職員組合	S41. 10. 29		役員	R7. 4. 4 R7. 4. 14	
岐阜県職員組合	S42. 1. 18	S44. 3. 25	役員	R7. 4. 4	
揖斐郡教職員組合	S42. 1. 20				
岐阜県公立小中学校事務職員組合	S48. 9. 12		役員	R7. 4. 22	
教育連合GIFUユニオン (旧：岐阜県公立学校教職員組合)	H 2. 3. 5				
岐阜県教職員組合	H 3. 7. 12		役員	R7. 4. 8	
I R I S ぎふ	R 5. 11. 22				

（２）法人格の取得等

旧地公法及び法人格付与法に基づき、人事委員会が法人格の取得又は規約を認証している登録職員団体及び職員団体等は次のとおりである。

根 拠 法	団 体 名	取得等年月日
旧地公法第 5 4 条	岐 阜 県 職 員 組 合	S44. 3. 25
法人格付与法第 5 条	全日本自治団体労働組合岐阜県本部	S58. 11. 11
同 上	岐阜県職員労働組合連合会	H22. 2. 24

第 8 受託公平委員会事務

1 公平委員会事務の受託

人事委員会は、地公法第 7 条第 4 項の規定に基づき県下の地方公共団体から各団体の公平委員会が処理すべき事務の委託を受けており、令和 7 年 4 月 1 日現在、26 団体の事務を受託している。

表 8－1 公平委員会事務受託団体数 （圏域別 令和 7 年 4 月 1 日現在）

	市 町 村	一部事務組合	受託団体合計
岐阜		7	7
西濃		8	8
揖斐		7	7
中濃		1	1
東濃		3	3
計		26	26

表 8－2 公平委員会事務受託一部事務組合一覧 （圏域別 令和 7 年 4 月 1 日現在）

	一 部 事 務 組 合 名			一 部 事 務 組 合 名	
岐阜	岐阜羽島衛生施設組合		揖斐	揖斐川水防事務組合	
	木曽川右岸地帯水防事務組合			揖斐郡養基小学校養基保育所組合	
	岐阜県市町村会館組合			檜原谷林野組合	
	岐阜県市町村職員退職手当組合			足打谷林野組合	
	岐阜県地方競馬組合			揖斐郡消防組合	
	岐阜地域児童発達支援センター組合			西濃環境整備組合	
	岐北衛生施設利用組合			西美濃さくら苑介護老人保健施設事務組合	
西濃	大垣衛生施設組合		中濃	可児川防災等ため池組合	
	南濃衛生施設利用事務組合		東濃	土岐川防災ダム一部事務組合	
	大垣輪中水防事務組合			東濃西部広域行政事務組合	
	大垣市・安八郡安八町東安中学校組合			東濃中部病院事務組合	
	不破消防組合				
	大垣消防組合				
	西南濃粗大廃棄物処理組合				
	あすわ苑老人福祉施設事務組合				

2 公平審査

受託団体に係る不利益処分に関する審査請求及び勤務条件に関する措置要求の係属事案はない。

第9 労働基準監督

地方公務員には、原則として労基法及び安衛法が適用され、職員の勤務条件に関する労働基準監督の職権は労基法別表第1に掲げる事業の号別区分により、現業事業所に従事する職員については労働基準監督署が、非現業事業所に従事する職員については人事委員会が行使することとされている。

1 労働基準法別表第1に掲げる事業の号別決定

事業所の新設があったため、岐阜労働局との協議により労基法に基づく号別決定を行った。

表9-1 労基法別表第1に掲げる事業の号別事業所数（令和8年4月1日現在）

監督機関区分	人事委員会		労働基準監督署	
労基法別表第1号別区分	12号	官公署の事業	1号	13号
知事	31	68	1	15
教育委員会	85	7		3
警察	1	23	1	
その他の行政委員会		5		
計	117	103	2	18
	220		20	

※詳細については、表9-5参照

2 労働基準法に基づく職権行使

労基法に基づく人事委員会の職権行使としては、適用事業報告の受理、解雇予告除外認定、時間外及び休日労働に関する協定届の受理、宿日直勤務の許可等があるが、令和7年度における許可等の状況は次のとおりである。

・適用事業報告の受理	0件
・解雇予告の除外認定	4件
・時間外及び休日労働に関する協定届の受理	116件
・宿日直勤務の許可	1件

3 労働安全衛生法に基づく職権行使

安衛法に基づく人事委員会の職権行使としては、安全衛生管理者等の選任報告の受理、特定機械等の設置届の受理、落成検査等がある。令和7年度においては、衛生管理者等の選任報告等を受理した。

（1）安全衛生管理者等を選任（設置）すべき事業所数

表9-2 安全衛生管理者等を選任（設置）すべき事業所数（令和7年4月1日現在）

区 分	総括安全衛生管理者	産 業 医	衛生管理者
知事	1（1）	15（15）	15（15）
教 委	—	83（83）	83（83）
警 察	1（1）	24（24）	24（24）
計	2（2）	122（122）	122（122）

（注）（ ）内は、選任（設置）された事業所数である。

(2) 特定機械等の設置状況

※部局別設置状況については、表9-6参照

ア 新規 … 該当なし

イ 使用再開 … 該当なし

ウ 書き替え … 該当なし

エ 廃止 … 該当なし

(3) 特定機械等の性能検査の実施状況

表9-3 特定機械等の性能検査等の実施状況 (令和7年度)

種 類	性 能 検 査			
	知 事	教 委	警 察	計
ボイラー	0	3	0	3
第一種圧力容器	2	2	0	4
ゴンドラ	1	0	0	1
クレーン	1	0	0	1
計	4	5	0	9

(注) クレーンの性能検査は、2年に1度実施する。

(4) 検査結果(性能検査)

表9-4 性能検査の結果 (令和7年度)

種 類	基数計	合 格
ボイラー	3	3
第一種圧力容器	4	4
ゴンドラ	1	1
クレーン	1	1
計	9	9

(注) クレーンの性能検査は、2年に1度実施する。

表 9－5 労働基準法別表第 1 号別一覧表

① 人事委員会が労働基準監督機関となる機関名

号 別	該 当 機 関 名	—	該 当 機 関 名
11(郵便・電気・通信)			
12(教育・調査・研究)	職員研修所 歴史資料館 消防学校 美術館 現代陶芸美術館 保健環境研究所 衛生専門学校 各看護専門学校(2) 産業技術総合センター 食品科学研究所 セラミックス研究所 生活技術研究所 国際たくみアカデミー 木工芸術スクール 障がい者職業能力開発校 情報科学芸術大学院大学 岐阜関ヶ原古戦場記念館 農業技術センター 中山間農業研究所(支所を含む。) 畜産研究所 水産研究所(支所を含む。) 農業大学校 国際園芸アカデミー 森林研究所 森林文化アカデミー ぎふ木遊館 教育研修課 図書館 高山陣屋管理事務所 文化財保護センター 博物館 各高等学校 (63) 各特別支援学校 (21) 警察学校 計 117	官公署の事業 (労基法別表第1に掲 げる事業を除く。)	本庁知事部局 各県税事務所(5)(出張所を含む。) 自動車税事務所 東京事務所 岐阜地域環境事務所 県民生活相談センター 岐阜地域福祉事務所 精神保健福祉センター 身体障害者更生相談所 知的障害者更生相談所 発達障害者支援センター 各子ども相談センター(5) (一時保護所を除く。) 女性相談支援センター(一時保護所を除く。) 計量検定所 障がい者総合就労支援センター 旅券センター 各農林事務所(10) 病虫害防除所(支所を含む。) 各家畜保健衛生所(4) 各土木事務所(11) 東海環状自動車道事務所 犀川管理事務所 長良川上流河川開発工事事務所 宮川上流河川開発工事事務所 リニア推進事務所 岐阜駅周辺鉄道高架工事事務所 流域浄水事務所 各建築事務所(4) 各県事務所(7) 議会事務局 選挙管理委員会事務局(地方事務局を含む。) 人事委員会事務局 監査委員事務局 労働委員会事務局 教育委員会本庁事務局(教育研修課を除く。) 各教育事務所(6) 警察本部 各警察署(22)(交番及び駐在所を含む。) 計 103

(令和 8 年 4 月 1 日現在)

②労働基準監督署が労働基準監督機関となる機関名

号 別	該 当 機 関 名
1(製造・加工)	東部広域水道事務所(浄水場を含む。) 警察車両整備センター 計 2
2(鉱業)	
3(土木・建築)	
4(旅客・貨物運送)	
5(貨物取扱)	
6(林業・農業)	
7(水産・畜産)	
8(販売・理容・賃貸)	
9(金融・保険)	
10(映画・興行)	
13(保健衛生)	各保健所(7)(保健所の事務所を含む。) 希望が丘子ども医療福祉センター 各食肉衛生検査所(2) 動物愛護センター 各子ども相談センター一時保護所(2) 女性相談センター一時保護所 わかあゆ学園 各特別支援学校寄宿舎(3) 計 18
14(旅客・接客・娯楽)	
15(清掃・と畜場)	

表 9－6 検査対象特定機械等部局別設置状況 （令和 8 年 4 月 1 日現在）

機 関 名	設 置 機 械 数			
	ボイラー	一圧	ゴンドラ	クレーン
1 知事部局				
美術館				2
保健環境研究所			1	
産業技術総合センター		1		
食品科学研究所	1			
森林研究所		1		
森林文化アカデミー		1		
岐阜土木事務所				1
計	1	3	1	3
2 教育委員会				
不破高等学校	1			
加茂農林高等学校		1		
恵那農業高等学校		2		
坂下高等学校	1			
飛騨神岡高等学校	1			
計	3	3	0	0
県 計	4	6	1	3

第 1 0 人事委員会規則の制定・改廃状況

第 10 人事委員会規則の制定・改廃状況

○岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則

- 【一部改正】 令和 7 年 6 月 1 日 人事委員会規則第 18 号（公布日施行）
 - ・組織改正に伴う所要の規定整備
- 【一部改正】 令和 7 年 7 月 4 日 人事委員会規則第 20 号（令和 7 年 4 月 1 日施行）
 - ・義務教育等教員特別手当の支給月額（別表第 6 及び別表第 6 の 2（第 48 条の 18 関係））の改正
- 【一部改正】 令和 7 年 7 月 29 日 人事委員会規則第 21 号（公布日施行）
 - ・栄養士法の改正による管理栄養士を明記する規定の改正
 - ・組織改正に伴う所要の規定整備（令和 7 年 4 月 1 日施行）
- 【一部改正】 令和 7 年 9 月 16 日 人事委員会規則第 23 号（令和 7 年 10 月 1 日施行）
 - ・人事院規則の一部改正に伴う国家公務員に準じた介護休暇及び介護時間の取扱いの変更
 - ・岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正に伴う所要の規定整備
- 【一部改正】 令和 7 年 12 月 23 日 人事委員会規則第 27 号（令和 8 年 1 月 1 日施行）
 - ・特殊勤務手当（教育職員手当）の改正
 - ・義務教育等教員特別手当の改正
- 【一部改正】 令和 7 年 12 月 25 日 人事委員会規則第 28 号（公布日施行）
 - ・勤勉手当の改正（令和 7 年 12 月 1 日適用）
 - ・初任給調整手当の改正（令和 7 年 4 月 1 日適用）
 - ・宿日直手当の改正（令和 7 年 4 月 1 日適用）
- 【一部改正】 令和 8 年 2 月 13 日 人事委員会規則第 1 号（令和 8 年 4 月 1 日施行）
 - ・夏季休暇の日数変更（4 日→6 日）
- 【一部改正】 令和 8 年 2 月 24 日 人事委員会規則第 2 号（公布日施行）
 - ・特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当並びにへき地手当及びへき地手当に準ずる手当の改正（令和 7 年 4 月 1 日適用）
- 【一部改正】 令和 8 年 3 月 30 日 人事委員会規則第 5 号（公布日施行）
 - ・特地勤務手当に準ずる手当及びへき地手当に準ずる手当の改正（令和 7 年 4 月 1 日適用）
- 【一部改正】 令和 8 年 4 月 1 日 人事委員会規則第 8 号（公布日施行）
 - ・扶養手当の改正
 - ・通勤手当の改正
 - ・宿日直手当の改正
 - ・期末手当の改正
 - ・勤勉手当の改正
 - ・組織改正に伴う所要の規定整備

○岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則

- 【一部改正】 令和 7 年 7 月 29 日 人事委員会規則第 22 号（公布日施行）
 - ・栄養士法の改正等に伴う所要の規定整備
- 【一部改正】 令和 7 年 10 月 24 日 人事委員会規則第 26 号（公布日施行）
 - ・令和 6 年 12 月の人事委員会勧告に伴う所要の規定整備

- 【一部改正】 令和8年3月27日 人事委員会規則第4号（公布日施行。ただし、「警衛警護室長」の新設に伴う別表第1ロの表の7級改正規定については、令和8年4月1日から施行。）
- ・組織改正等に伴う所要の規定整備

- 【一部改正】 令和8年4月1日 人事委員会規則第11号（公布日施行）
- ・組織改正等に伴う所要の規定整備

○岐阜県職員退職手当条例施行規則

- 【一部改正】 令和7年5月30日 人事委員会規則第17号（令和7年6月1日施行）
- ・刑法等の改正に伴う所要の規定整備

- 【一部改正】 令和7年9月30日 人事委員会規則第25号（令和7年10月1日施行）
- ・行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に則した様式の改正

○岐阜県会計年度任用職員の報酬等に関する条例施行規則

- 【一部改正】 令和7年12月25日 人事委員会規則第30号（公布日施行）
- ・勤勉手当の支給割合に係る規定整備（令和7年12月1日から適用）

- 【一部改正】 令和8年4月1日 人事委員会規則第14号（公布日施行）
- ・常勤職員の給与制度が改正されること等に伴う所要の規定整備

○職員の任用に関する規則

- 【一部改正】 令和8年3月27日 人事委員会規則第3号（公布日施行。ただし、別表公安職の表警察本部長の項本部課長の欄の改正規定については、令和8年4月1日から施行）
- ・組織改正等に伴う職の新設と廃止（別表職区分表）

（警察本部関係）

行政職

【新設する職・廃止する職】

任命権者	職員の職	新 設 す る 職	廃 止 す る 職
警察本部長	本庁次長	本部参事官	総務室長

公安職

【新設する職】

任命権者	職員の職	新 設 す る 職	廃 止 す る 職
警察本部長	本部部長	総務室長	—
	本部課長	警衛警護室長	—

研究職

【新設する職】

任命権者	職員の職	新 設 す る 職	廃 止 す る 職
警察本部長	次 長	本部参事官	—

- 【一部改正】 令和8年4月1日 人事委員会規則第7号（公布日施行）
- ・組織改正等に伴う職の新設と廃止（別表職区分表）

（知事等関係）

行政職

【新設する職・廃止する職】

任命権者	職員の職	新 設 す る 職	廃 止 す る 職
知 事	本庁部長	知事公室長	秘書広報統括監

	本庁次長	子ども相談センター所長（中央子ども相談センター所長に限る。）	ねんりんピック推進事務局長 東部広域水道事務所長
	本庁課長	衛生専門学校副校長 看護専門学校副校長 精神保健福祉センター副所長 国際たくみアカデミー副校長 図書館副館長	岐阜地域環境室長 ねんりんピック推進事務局次長 産業技術総合センター副所長
教育委員会	本庁次長	—	国際園芸アカデミー副学長
	本庁課長	国際園芸アカデミー副学長	—

【対象を見直す職】

任命権者	職員の職	新	旧
知事	本庁次長	略 県税事務所長（中濃県税事務所長及び飛騨県税事務所長を除く。） 図書館副館長（総務課長を兼ねるものに限る。）略	略 県税事務所長_____ _____ 図書館副館長_____ _____ 略
	本庁課長	略 現地機関の課長（衛生専門学校総務課長、看護専門学校総務課長、身体障害者更生相談所相談判定課長、知的障害者更生相談所相談判定課長、発達障害者支援センター発達障害支援課長、中央子ども相談センター家庭支援第二課長、地域連携課長及び判定課長、中濃子ども相談センター判定課長____、東濃子ども相談センター家庭支援課長、飛騨子ども相談センター家庭支援課長、わかあゆ学園自立支援課長、国際たくみアカデミー課長、木工芸術スクール課長、____農業大学校総務課長及び教務課長、長良川上流河川開発工事事務所工務課長、宮川上流河川開発工事事務所工務課長、流域浄水事務所建設課長及び維持管理課長並びに東部広域水道事務所工務管理課長を除く。）略	略 現地機関の課長（_____ _____ 身体障害者更生相談所相談判定課長、知的障害者更生相談所相談判定課長、発達障害者支援センター発達障害支援課長、中央子ども相談センター家庭支援第二課長、地域連携課長及び保護課長、中濃子ども相談センター家庭支援課長、東濃子ども相談センター家庭支援課長、_____ _____ わかあゆ学園自立支援課長、国際たくみアカデミー課長、木工芸術スクール課長、文化財保護センター調査課長、農業大学校_____ _____ 教務課長、長良川上流河川開発工事事務所工務課長、宮川上流河川開発工事事務所工務課長、流域浄水事務所建設課長及び維持管理課長並びに東部広域水道事務所工務管理課長を除く。）略

医療職（一）

【対象を見直す職】

任命権者	職員の職	新	旧
知事	次長	略 保健所長（岐阜保健所長及び可茂保健所長_____ _____ に限る。）略	略 保健所長（岐阜保健所長、_____ _____ 可茂保健所長及び飛騨保健所長に限る。）略

医療職（二）

【廃止する職】

任命権者	職員の職	新 設 す る 職	廃 止 す る 職
知 事	部 長	—	保健所副所長 飛驒食肉衛生検査所食肉検査課長

【対象を見直す職】

任命権者	職員の職	新	旧
知 事	部 長	略 家畜保健衛生所（中濃家畜保健衛生所及び東濃家畜保健衛生所に限る。）保健衛生課長 略	略 家畜保健衛生所（中濃家畜保健衛生所及び飛驒家畜保健衛生所に限る。）保健衛生課長 略

○岐阜県職員の定年等に関する条例施行規則

改正なし

○岐阜県職員等旅費条例施行規則

改正なし

○岐阜県職員の育児休業等に関する条例施行規則

【一部改正】 令和7年9月16日 人事委員会規則第24号（令和7年10月1日施行）

- ・地方公務員の育児休業等に関する法律の改正及び岐阜県職員の育児休業等に関する条例の一部改正（部分休業制度の拡充）に伴う所要の規定整備

○岐阜県人事委員会聴聞規則

【一部改正】 令和8年3月30日 岐阜県規則第28号（令和8年5月21日施行）

- ・行政手続法の一部改正（令和8年5月21日施行）に伴う規定の整理

○管理職員等の範囲を定める規則

【一部改正】 令和7年6月1日 人事委員会規則第19号（公布日施行）

- ・組織改正等に伴う職の新設

別表第2 知事部局関係

改 正 後		改 正 前	
機 関	職	機 関	職
共 通	略	共 通	略
本 庁	略 総務事務センター長、ねんりんピ ック推進事務局総括監、水産振興 企画監、 略	本 庁	略 総務事務センター長、 、水産振興 企画監、 略

【一部改正】 令和8年4月1日 人事委員会規則第9号（公布日施行）

- ・組織改正及び人事異動に伴う別表第2及び別表第3の改正

別表第2 知事部局関係

改 正 後		改 正 前	
機 関	職	機 関	職
共 通	略	共 通	略
本 庁	理事、会計管理者、知事公室長、 部長、参与、部 内局長、次長、副局長、出納事務	本 庁	理事、会計管理者、 部長、参与、秘書広報統括監、部 内局長、次長、副局長、出納事務

改 正 後		改 正 前	
機 関	職	機 関	職
	局長、岐阜地域総括監、岐阜地域危機管理監_____ _____、土木技監、参事、課長、総務事務センター長_____ _____、 岐阜地域産業労働室長、室長、管理調整監、総括秘書監、広報企画監、改革推進監、人事管理対策監、人材活用対策監、職員健康管理監、財政企画監_____ _____、文書管理監、審理監_____ _____、財産活用企画監、設備管理監、認定審査監、システム活用推進監、戦略推進監、政策企画監、岐阜地域連携監、デジタル政策調整監、情報システム管理監、危機管理企画監、防災情報管理監、岐阜地域防災対策監、地域防災対策監、地域防災支援監、防災対策監、防災航空センター長、防災航空センター管理監、航空安全管理監、航空管理監、救急支援監_____、エネルギー企画監、生物多様性企画監、資源循環推進監、不法投棄監視監、環境安全推進企画監、環境対策推進企画監_____、交通安全対策監、生涯学習企画監、医療構想推進監、医療対策監、国保制度対策監、医療人材対策監、看護対策監、健康推進監_____ _____、感染症対策監、住宅宿泊事業対策監、福祉人材対策監、高齢者生きがいづくり推進監、介護事業者指導監、社会参加推進企画監、事業所指導監、こども政策調整監、子育て支援企画監、岐阜県子育て人材支援センター長、児童虐待対策監、私学振興監、男女共同参画・女性の活躍支援センター長、経営支援対策監、障がい者就労推進監、人材確保対策監、中小企業総合人材確保センター長、中小企業総合人材確		局長、岐阜地域総括監、岐阜地域危機管理監、<u>ねんりんピック推進事務局</u>長、土木技監、参事、課長、総務事務センター長、<u>ねんりんピック推進事務局総括監</u>、水産振興企画監、岐阜地域環境室長、岐阜地域産業労働室長、室長、管理調整監、<u>広聴監</u> _____、財政企画監、人事管理対策監、人材活用対策監、文書管理監、審理監、改革推進監、職員健康管理監、財産活用企画監、設備管理監、認定審査監_____ ____、岐阜地域連携監、デジタル政策調整監、情報システム管理監、危機管理企画監、防災情報管理監、岐阜地域防災対策監、地域防災対策監、地域防災支援監、防災対策監、防災航空センター長、防災航空センター管理監、航空安全管理監、航空管理監、救急支援監、<u>生物多様性企画監</u>、エネルギー企画監_____、資源循環推進監、不法投棄監視監、環境安全推進企画監、環境対策推進企画監、消費生活対策監、交通安全対策監、生涯学習企画監_____ _____、医療対策監、国保制度対策監、医療人材対策監、看護対策監、<u>在宅医療福祉推進監</u>、<u>こころの健康推進監</u>、感染症対策監、住宅宿泊事業対策監、福祉人材対策監、高齢者生きがいづくり推進監、介護事業者指導監、社会参加推進企画監、事業所指導監、こども政策調整監、子育て支援企画監、岐阜県子育て人材支援センター長、児童虐待対策監、私学振興監、男女共同参画・女性の活躍支援センター長、経営支援対策監、障がい者就労推進監、人材確保対策監、中小企業総合人材確保センター長、中小企業総合人材確

改 正 後		改 正 前	
機 関	職	機 関	職
	保センター副センター長、<u>誘致企画監、産業支援企画監、地場産業対策監、販路戦略企画監、国際連携推進監、岐阜地域観光推進監、観光誘客企画監</u>_____ _____<u>、芸術文化企画監、文化施設企画監</u>_____<u>、スポーツ施設企画監、スポーツ誘致推進監、冬季国スポ推進監</u>_____ _____、技術総括監、農業研究企画監、検査監、競馬監督監、<u>地消地産推進監、担い手対策監、技術指導監、農業環境・花き対策監、米総合対策監</u>_____<u>、畜産指導監、家畜防疫企画監、家畜防疫対策監、水産振興企画監</u>_____ _____<u>、山地災害対策監、建設技術企画監、建設業企画監、幹線道路企画監、道路管理企画監、技術管理監、土砂災害対策監、まちづくり企画監、鉄道高架推進企画監、流域下水道経営企画監、宅地建物取引業対策監、建築企画監</u>_____ _____<u>、入札執行管理監、設備管理監、ぎふ建築担い手育成支援センター長、住宅活用推進監、県営水道経営企画監、県営水道災害対策監、交通企画監、都市公園企画監、会計システム企画監</u>_____ _____<u>、出納審査監、地域出納審査監、秘書広報課の課長補佐、係長及び主査、行政管理課の課長補佐、係長、主査及び主任、人事課の課長補佐、係長、主査、主任及び主事、職員厚生課の課長補佐、係長、主査及び主任、財政課の課長補佐、係長、主査及び主任</u>_____ _____<u>、法務・情報公開課の法令審査の事務を担当する係長（当該係長が置か</u>		保センター副センター長、<u>立地支援監、航空宇宙・ドローン産業連携監、販路開拓推進監</u>_____ _____<u>、観光誘客企画監、国際連携推進監、芸術文化企画監、文化交流推進監、伝統技術支援監、スポーツ施設企画監、スポーツ誘致推進監、冬季国スポ推進監、ねんりんピック推進事務局次長、レクリエーション・健康づくり推進監、学校連携企画監、地域調整監、技術総括監、農業研究企画監、検査監、競馬監督監、販売戦略企画監</u>_____<u>、技術指導監、花き・農業環境対策監、花と緑の振興センター長、畜産指導監、家畜防疫企画監、家畜防疫対策監、CSF対策・養豚業再生支援センター長、山地災害対策監、建設技術企画監、建設業企画監、幹線道路企画監、道路管理企画監、技術管理監、土砂災害対策監、まちづくり企画監、鉄道高架推進企画監、流域下水道経営企画監、宅地建物取引業対策監、建築物地震対策推進企画監、建築構造審査監、盛土対策調整監、入札執行管理監、設備管理監、ぎふ建築担い手育成支援センター長、住宅活用推進監、県営水道経営企画監、県営水道災害対策監、ぎふワールド・ローズガーデン企画推進監、緑化祭推進監、会場整備監、財務会計システム開発企画監、出納審査監、地域出納審査監、秘書課</u>_____<u>の課長補佐、係長及び主査</u>_____ _____ _____ _____<u>、財政課の課長補佐、係長、主査及び主任</u>_____ _____<u>、法務・情報公開課の法令審査の事務を担当する係長（当該係長が置か</u>

改 正 後		改 正 前	
機 関	職	機 関	職
	れない場合にあつては、当該事務を担当する上席の主査) _____ _____、管財課の庁舎管理の事務を担当する係長（当該係長が置かれな ない場合にあつては、当該事務を担当する上席の主査）、総務事務センターの給与及び認定の事務を担当する課長補佐、係長、主査、主任及び主事、総合政策課の総合政策の事務を担当する課長補佐、係長、主査及び主任、情報システム課のネットワーク推進の事務を担当する課長補佐、係長及び主査、出納管理課の審査の事務を担当する係長（当該係長が置かれな ない場合にあつては、当該事務を担当する上席の主査）並びに総合政策課、危機管理政策課、環境生活政策課、健康福祉政策課、子ども・女性政策課、商工労働政策課、観光文化スポーツ政策課、農政課、林政課、建設政策課及び都市政策課の管理調整の事務を担当する係長（当該係長が置かれな ない場合にあつては、当該事務を担当する上席の主査）及び政策企画の事務を担当する係長（当該係長が置かれな ない場合にあつては、当該事務を担当する上席の主査）		れない場合にあつては、当該事務を担当する上席の主査) _____ _____、管財課の庁舎管理の事務を担当する係長（当該係長が置かれな ない場合にあつては、当該事務を担当する上席の主査）、総務事務センターの給与及び認定の事務を担当する課長補佐、係長、主査、主任及び主事、総合政策課の総合政策の事務を担当する課長補佐、係長、主査及び主任、情報システム課のネットワーク推進の事務を担当する課長補佐、係長及び主査、出納管理課の審査の事務を担当する係長（当該係長が置かれな ない場合にあつては、当該事務を担当する上席の主査）並びに総合政策課、危機管理政策課、環境生活政策課、健康福祉政策課、子ども・女性政策課、商工労働政策課、観光文化スポーツ政策課、農政課、林政課、建設政策課及び都市政策課の管理調整の事務を担当する係長（当該係長が置かれな ない場合にあつては、当該事務を担当する上席の主査）及び政策企画の事務を担当する係長（当該係長が置かれな ない場合にあつては、当該事務を担当する上席の主査）
自動車税事務所	略	自動車税事務所	略
岐阜地域環境事務所	所長		
子ども相談センター	所長、副所長、総務課長、連携支援課長、家庭支援第一課長、<u>保護課長</u>、家庭支援課長（西濃子ども相談センター及び中濃子ども相談センターの家庭支援課長に限る。）	子ども相談センター	所長、副所長、総務課長、連携支援課長、家庭支援第一課長、<u>判定課長</u>、家庭支援課長（西濃子ども相談センター及び飛騨子ども相談センターの家庭支援課長に限る。）

改 正 後		改 正 前	
機 関	職	機 関	職
家畜保健衛生所	所長、副所長、病性鑑定監、連携推進監、総務課長、保健衛生課長____ _____	家畜保健衛生所	所長、副所長、病性鑑定監、連携推進監、総務課長、保健衛生課長（東濃家畜保健衛生所の保健衛生課長を除く。）
衛生専門学校	校長、副校長_____	衛生専門学校	校長、副校長、課長
看護専門学校	校長、副校長	看護専門学校	校長、課長
精神保健福祉センター	所長、副所長、課長	精神保健福祉センター	所長____、課長
食肉衛生検査所	所長、食肉検査監、総務課長、食肉検査課長	食肉衛生検査所	所長、食肉検査監、総務課長____ _____
女性相談支援センター	所長、課長	女性相談支援センター	所長_____
略	略	略	略
国際たくみアカデミー	校長、副校長、部長	国際たくみアカデミー	校長____、部長
旅券センター	略	岐阜関ヶ原古戦場記念館 旅券センター	副館長、課長 略
岐阜関ヶ原古戦場記念館	副館長、課長		
文化財保護センター	所長、課長____	文化財保護センター	所長、総務課長
農業大学校	校長、副校長、園芸指導課長、畜産指導課長	農業大学校	校長、副校長、課長（教務課長を除く。）

別表第3 教育委員会関係

改 正 後			改 正 前		
機 関		職	機 関		職
共 通		略	共 通		略
事務局	本 庁	副教育長、教育次長、参与、義務教育総括監、総合教育センター長、参事、課長、教育主管、室長、管理調整監、女性教職員活躍推進監、教員人事管理監、研修企画監、学校安全企画監、生徒指導企画監、管理指導監、地域管理監、教育施設整備監、教育総務課の管理調整係長、職員係長、職員係の人事を担当する主査、主任及び主事並びに政策企画係長、教育総務課福利厚生室の健康管理・公務災害係長及び健康支援係長、義務教育課の小中学校人事係の課長補佐、管理主事、主査、主任及び主事、管理免許係長並びに給与係長、高校教育課の管理調整係長、県立学校教員人事係の課長補佐、管理主事、主査、主任及び主事並びに給与係長、教育管理課の管理指導係長、管理指導係の課長補佐、主査、主任及び主事	事務局	本 庁	副教育長、教育次長、参与、義務教育総括監、総合教育センター長、参事、課長、教育主管、室長、管理調整監、女性教職員活躍推進監、教員人事管理監、研修企画監、学校安全企画監、生徒指導企画監、管理指導監、地域管理監、教育施設整備監、教育総務課の管理調整係長、職員係長、職員係の人事を担当する主査、主任及び主事並びに政策企画係長、教育総務課福利厚生室の健康管理・公務災害係長、義務教育課の小中学校人事係の課長補佐、管理主事、主査、主任及び主事、管理免許係長並びに給与係長、高校教育課の管理調整係長、県立学校教員人事係の課長補佐、管理主事、主査、主任及び主事並びに給与係長、教育管理課の管理指導係長、管理指導係の課長補佐、主査、主任及び主事
	略	略		略	略

○委託地方公共団体に係る管理職員等の範囲を定める規則

【一部改正】 令和8年4月1日 人事委員会規則第10号（公布日施行）

・組織の変更等に伴う別表の改正

○岐阜県職員の退職管理に関する規則

【一部改正】 令和8年4月1日 人事委員会規則第13号（公布日施行）

・組織改正（秘書広報統括監の廃止）に伴う改正

人事委員会年報（業務白書）（令和7年度）

令和8年10月発行

編集発行 岐阜県人事委員会事務局

〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号

TEL 058-272-8235

FAX 058-278-2826

URL <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/3665.html>

E-mail c13201@pref.gifu.lg.jp